

---

---

第Ⅱ期 学ぶ力向上滋賀プラン  
～「読み解く力」の育成を通して～

---

---

平成31年（2019年）3月18日

（令和4年3月23日 一部改訂）

滋賀県教育委員会

<目 次>

○ はじめに	……	1
1 本県の課題	……	2
2 プランの重点事項	……	2
3 取組の視点	……	3
4 3つの視点からの取組の推進	……	4
5 推進体制	……	7
6 本プランの数値目標	……	8

## ○ はじめに

県教育委員会では、子どもたちの学ぶ力の向上に向けた目標と施策の方向性を示す4年間の中長期計画として、平成27年3月に「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定しました。このプランにおいては、「学ぶ力」を「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を支える力と位置付け、それを育むための6つの視点として「一人ひとりの学ぶ力を高める」、「生活の中で学ぶ力をつける」、「繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出す」、「放課後や家ででの時間の使い方を考える」、「県全体で子どもの力を伸ばす」、「授業を改善する」を設定し取組を進めてきました。

4年間の取組により、「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦する子ども」や「自分には、よいところがあると思っている子ども」が増え、また、県内小中学校(義務教育学校前期・後期課程を含む、以下同じ。)では、「めあて・ねらい」を示したり、「話し合い活動」を取り入れたりする授業スタイルが普及しました。

しかしながら、全国学力・学習状況調査からは、基礎的・基本的な知識・技能の習得が不十分である児童生徒や、文章の趣旨を把握したり自分の考えを説明したりする力が十分に身に付いていない児童生徒が、全国と比べて多いことなどの課題が見られます。また、児童生徒質問紙調査の結果を全国と比べると、家庭等で主体的に学習する習慣を身に付けることや、仲間や周囲とのつながりを大切にすることなどにも課題が見られます。

このような状況や急速な社会情勢の変化などに対応するため、これまでの「学ぶ力向上 滋賀プラン」の理念を踏まえつつ、「読み解く力」の育成に重点をおいた「第Ⅱ期 学ぶ力向上 滋賀プラン」(以下「本プラン」という。)を策定し、県内の小中学校を中心として、「学ぶ力」を向上する取組を推進していくこととします。

なお、子どもたちの「学ぶ力」を向上するためには、校種を越えた一貫した取組が重要であり、幼稚園等、高等学校、特別支援学校においては、小中学校との連続性を念頭に本プランの内容を共有しながら、各校園の実情に応じて取組を進めることにします。

## < 計画期間 >

2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、2019年度から2021年度までの3年間を「前期」とし、2022年度および2023年度の2年間を「後期」とします。この際、「前期」の取組を検証・改善し、「後期」の取組につなげます。

「前期」の3年間においては、3つの視点から「学ぶ力」を向上する取組について各学校に周知するとともに、「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりについても、研究校や研究委員の協力を得ながら実践的な研究を進め、効果的な指導方法を開発することを通して、各学校への普及を図ってきたところです。今後は、全ての学校の全ての教職員による実践につなげるため、各学校において、取組の「共通理解・共通実践」を進める必要があります。

そこで「後期」の2年間に向けて本プランを改訂し、3つの視点からの「学ぶ力」向上の取組を全ての学校に浸透していくための資料となるよう、「4 3つの視点からの取組の推進」の「具体的な取組例」を中心に具体例を追加しました。(2022年3月)

## 1 本県の課題

これまでのプランの検証や全国学力・学習状況調査の結果の分析から、次のような課題が挙げられます。

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得や、文章の趣旨や問われていることを把握したり、表やグラフから必要な情報を取り出したりする力、自分の考えを適切な根拠をもとに説明する力を身に付けること。
- ・将来の夢や目標をもち、失敗を恐れず、いろいろなことに挑戦していくこと。
- ・各学校の子どもたちの学習等の状況や課題にあわせて、学校が一体となって「学ぶ力」向上の取組を共通理解し共通実践すること。
- ・子どもたちが家庭等で主体的に学習したり、読書したりする習慣を身に付けること。

## 2 プランの重点事項

### ○ 目標

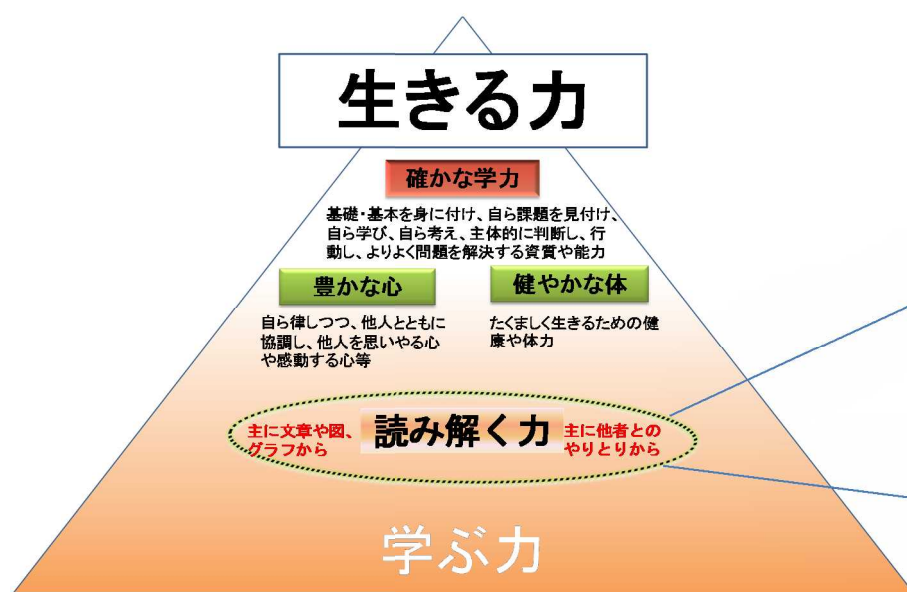
「読み解く力」の育成に重点をおいて取り組むことにより、子ども一人ひとりの「学ぶ力」を高める。

グローバル化や情報化が一層進展するなど、社会が大きく変化するこれからの時代に、柔軟に対応できる力が必要です。

子どもたちの学ぶ力を高めるためには、一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、文章や情報を正確に読み解き理解する力が大変重要となります。また、人との関係において相手の言葉やしぐさ、表情などから、相手の意図や思いを読み解き理解するなどの力もますます重要となっています。

こうしたことから、本プランでは、「読み解く力」の育成に重点をおいて取り組むことにより、本県の課題を解決し、子ども一人ひとりの「学ぶ力」を高めることを目指します。

このような取組は、子どもたちの「生きる力」の育成につながるものと考えています。



### 3 取組の視点

本プランの目標の達成に向けて、まずは、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図り、「読み解く力」の育成に重点をおいて、以下の3つの視点から「学ぶ力」を向上する取組を推進します。

#### (視点1) 学びを実感できる授業づくり

子ども一人ひとりの学力や学習の状況を把握し、その状況に応じて学習内容が定着するよう指導や支援を行うことにより、すべての子どもが「わかった」「できた」と実感できる授業づくりの取組を推進します。

#### (視点2) 学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり

子どもたちが、思いやりをもって関わり合い、互いに高め合える、学びに向かう集団づくりを通して、自分の考えや思いなどを、安心して表現できる人間関係を築き、その中で豊かな人間性を育成します。

#### (視点3) 子どものために一丸となって取り組む学校づくり

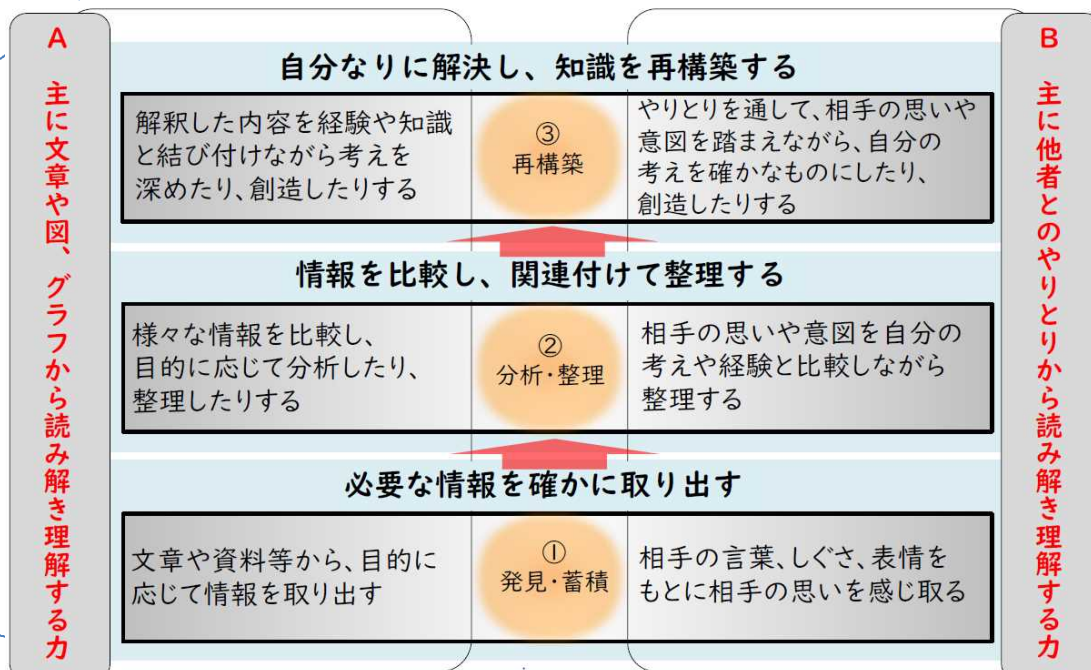
全ての教員が、各校における学ぶ力向上の具体的な取組を共有し、学校全体で組織的に実践する取組を推進します。

### ○ 「読み解く力」

「読み解く力」には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えています。そして、その両面から「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて（自分と結び付けて）整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成していくことが大切であると考えています。

子ども一人ひとりの「読み解く力」の育成に向けては、県教育委員会と市町教育委員会が連携して実践的な研究・研修を行うことにより、県全体に「読み解く力」の育成の取組を広げます。また、指導方法や教材等の研究と教員の指導力の向上のための研修を一体的に進めます。

#### 読み解く力のイメージ



(令和2年度改訂版)

#### 4 3つの視点からの取組の推進

本プランの目標の達成に向けて、まずは、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図り、「読み解く力」の育成に重点をおいて、以下の3つの視点から「学ぶ力」を向上する取組を推進します。

##### **〔視点1〕 学びを実感できる授業づくり**

子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、その知識・技能を活用して課題を解決する力を身に付けるためには、子ども一人ひとりの学びの状況を的確に把握し、その状況に応じた指導の充実を図ることが大切です。

##### **＜具体的な取組例＞**

###### **○ 子ども一人ひとりの学びの状況に応じた指導の充実**

- ・前年度までの既習内容を踏まえて単元の指導計画を立てる。
- ・評価問題を活用して、子ども一人ひとりの学びの伸びを経年的に把握する。
- ・子どもの習熟度に合わせた少人数による指導や複数教員による指導を行う。
- ・朝のモジュールタイム等を有効に活用して、補充学習や読書活動を設定する。
- ・放課後や長期休業等を利用した補充学習など、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行う。

###### **○ 基礎的・基本的な知識・技能の指導の徹底**

- ・文章やグラフ、表などの読み取り方等を丁寧に指導する。
- ・補充学習教材を活用し、つまづいた箇所を繰り返し学ぶ機会を子ども一人ひとりに設定するなど、「個別最適な学び」の充実を図る。（指導の個別化）

###### **○ 身に付けた知識・技能を活用して課題を解決する学習の充実**

- ・課題発見・解決のプロセスを意識した単元および授業を構想する。
- ・総合的な学習の時間を軸とした教科等横断的な学習の計画を作成し実践する。

###### **○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげる「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの推進・充実**

- ・子どもの興味・関心に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、「個別最適な学び」の充実を図る。（学習の個性化）
- ・子どもが目的意識や学習の見通しをもてるよう、単元を構想する。
- ・自分の考えをもつ時間を確保し、目的を明確にした話し合い活動をする。
- ・多様な意見を共有しつつ合意形成を図る話し合い活動を設定するなど、「協働的な学び」の充実を図る。
- ・まとめ・振り返りの時間を確保し、子ども自身が学習を整理できるようにする。
- ・小学校高学年において、教科担任制を取り入れ、教科指導の専門性をもった教員による指導を行うことで、授業の質を高める。

###### **○ ICTの効果的な活用による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実**

- ・デジタル教材を活用して一人ひとりの学びの状況に応じた課題を提供する。
- ・意見交流やプレゼンテーションに1人1台端末を効果的に活用する。
- ・AIドリル等のデジタル教材を活用した家庭学習を推進する。

### ○ 家庭・地域と連携した生活習慣や学習習慣の定着を図る取組

- ・帰りの会で家庭学習の計画を立てる。
- ・家庭学習の課題の出し方について、学校全体で共通理解・共通実践を図る。
- ・家庭学習の手引きの作成や家庭学習強化週間等を設定し、保護者等と連携を図る。

### ○ 学校図書館や公共の図書館の活用などによる読書の充実

- ・必要に応じて図書や新聞を活用できるようにしたり、学習資料や成果物を掲示したりするなど、学校図書館の機能を生かした授業を実践する。
- ・各教科、総合的な学習の時間等との関連を重視した指導計画を作成する。
- ・学校司書等との連携を図りながら、読書に対する興味・関心を高める読み聞かせ、ブックトーク等に取り組み、読書に親しむ習慣づくりを推進する。

## (視点2) 学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり

子どもたちが、自分の考えや思いなどを、安心して表現できる人間関係を築き、その中で豊かな人間性を育成するために、思いやりをもって関わり合い、互いの違いを認め、高め合える、学びに向かう集団づくりが大切です。

### <具体的な取組例>

#### ○ 互いの違いを認め合い、自分の考えや思いなどを安心して表現できる学級経営

- ・子どもの努力の成果や過程を、学級の中で意識的、積極的に評価する。
- ・学級での話し合いを充実させ、互いの意見を認め合う学級集団づくりを推進する。
- ・校内人権の日を設定し、学級ごとに取組を実施する。

#### ○ 生徒指導やキャリア教育の視点を生かした活動の充実

- ・日常の授業において、生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりを推進する。
- ・学期初めや終わりの全校集会を活用し、子どもが活躍する場を設定する。
- ・キャリアパスポートを用いて、子どもが自身の変容や成長を自己評価できる場を設定する。

#### ○ 基本的な生活習慣、学習規律の指導の徹底

- ・生活のきまり、学習のきまりを全職員が共有し、統一した指導を行う。
- ・聞き方、話し方の指導を通して、子ども同士の聞き合う関係を構築する。
- ・中学校への接続を円滑にするため、同一中学校区の小中学校できまりを共有する。

#### ○ 学級活動や児童会・生徒会活動等の児童生徒の自治的な活動の充実

- ・SNS利用時の約束事を作成するなど、自治的な取組を充実させる。
- ・児童会・生徒会活動を充実させ、子どもが主権者として積極的に社会参画する力の素地を養う。

#### ○ 思いやりの心を育む道德教育の推進

- ・価値観の違いを認め合うことができるよう、指導方法の工夫を行う。
- ・道德の公開授業を積極的に行い、家庭と連携して道德性を育む。

#### ○ 体験活動を通じた豊かな人間性や人間関係を築く取組の充実

- ・友達と協力して1つのことをやり遂げる体験活動を設定する。
- ・「うみのこ」「中学生チャレンジウィーク」等の体験を生かす事前事後学習を実施する。

### (視点3) 子どものために一丸となって取り組む学校づくり

各校の状況に応じた学ぶ力を向上する取組を、学校全体で組織的に実践するためには、管理職のリーダーシップのもと、全ての教員が、課題やビジョンを共有し、P D C Aサイクルにより取組を着実に推進することが大切です。

#### <具体的な取組例>

##### ○ 学校全体で組織的に実践する取組の推進

- ・学校における取組の推進組織を明確にし、その組織により継続的に取組を推進する。
- ・O J Tを取り入れながら、全ての教員の指導力向上を図る。
- ・取組の重点を明らかにし、P D C Aサイクルにより継続的に取組を改善する。
- ・全国学力・学習状況調査等の結果を分析資料を活用して検証し、改善すべき課題に取り組む。
- ・学ぶ力向上推進リーダーを中心に、「我が校の学ぶ力向上策」の取組について、教職員全体の共通理解・共通実践を図る。
- ・小学校高学年における教科担任制を取り入れるなど、学級担任の良さと教科担任の良さを兼ね備えた指導を推進する。
- ・子どもに付けたい力を明確にした上で校内研究を計画的に実践し、その充実を図る。
- ・コミュニティ・スクール等を活用した取組を推進する。

##### ○ 中学校区を単位とした取組の推進

- ・中学校卒業時に付けたい力を意識し、校園長が連携の中心となって、各校園で系統的に取り組む。
- ・中学校区の課題に応じて、各校園で取り組む共通実践項目を設定する。
- ・各校園の教員が互いに保育・授業を参観し、目指す子ども像を具体的な姿で共有する。
- ・各校園の教員が合同研修会等で実践を交流し、互いの指導力向上を図る。
- ・小中学校教員のチーム・ティーチングや小学校高学年の教科担任制を実施し、小学校から中学校への滑らかな接続を図る。



## 5 推進体制

### ○ 学校や市町教育委員会における統一感のある取組の推進

学校や地域の状況を考慮しながら、本プランの目標や取組の視点等を踏まえて、県内の全ての小中学校および市町教育委員会において実施計画（我が校の学ぶ力向上策・市町学ぶ力向上策）を作成することにより、県全体で統一感のある取組を推進します。

### ○ 学校園

#### <幼稚園等>

- ・基本的な生活習慣をはじめとする学びの基礎となる力を幼児教育で育みましょう。
- ・幼稚園等と小学校の教員の合同研修会を実施し、幼小連携の取組を推進しましょう。
- ・園内研修の充実を図るために近隣園等との合同研修会を実施しましょう。
- ・幼稚園等で取り組んでいる内容を、保護者、地域に積極的に発信しましょう。

#### <小中学校および義務教育学校>

- ・学校の状況を踏まえ、取組事項を決定して、具体的な実施計画を作成し、「学ぶ力」を向上する取組を推進しましょう。
- ・実施計画を校内で共有し、PDC Aサイクルにより組織的に取り組みましょう。
- ・「全国学力・学習状況調査」や「学びの基礎チャレンジ」の結果分析を学校の取組に生かすとともに、校内の取組内容を、家庭・地域に積極的に発信しましょう。
- ・子どもたちが基本的な生活習慣や家庭等で主体的に学習する習慣を身に付けるため、家庭・地域との連携した取組を行いましょ。
- ・幼稚園、小学校、中学校の教員との合同研修会を実施し、幼小連携・小中連携の取組を推進しましょう。

### ○ 家庭・地域

- ・学校の「学ぶ力」向上の取組内容等について理解し、教育活動に協力しましょう。
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣および家庭における読書や学習の習慣が定着するように取り組みましょう。

### ○ 市町教育委員会

- ・本プランの内容や県教育委員会が毎年度示す「教科等の指導力点」等を踏まえ、各地域の状況に合わせて、市町教育委員会の実施計画を作成し取組を推進しましょう。
- ・県教育委員会と連携し、「読み解く力」の実践的な研究・研修を行いましょ。
- ・学校訪問等を通じて、各校園の取組を計画的、継続的に支援しましょ。

### ○ 県教育委員会

- ・本プランの目標の達成状況を把握するため、毎年点検・評価を行います。
- ・「全国学力・学習状況調査」や「学びの基礎チャレンジ」の結果を分析し、児童生徒の指導に役立てます。
- ・「読み解く力」の育成に向け、指導方法や教材等の研究と教員の指導力の向上のための研修を一体的に進めます。
- ・学校訪問等を通じて、各校園の取組を計画的、継続的に支援します。
- ・様々な学校の事例を収集し、事例集等を作成し普及に努めます。
- ・本プランの取組について、県域で広報誌等により積極的に情報を発信します。

## 6 本プランの数値目標

本プランにおける取組の効果や進捗状況を把握するため、数値目標を設けました。プランの取組を全体的に把握するための目標、本プランで重点とする「読み解く力」育成の取組、さらには、3つの視点ごとの取組について指標を設定し、その成果や課題を把握しながら、取組の見直し等を行い着実に推進していきます。

### (1) プラン全体の数値目標

#### ○ 「学びのアンケート」の児童生徒質問紙による質問項目

数値目標は、「学びのアンケート」の児童生徒質問紙の質問項目の「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と肯定的に回答した県平均の割合（％）とします。

指標項目		結果（％）			数値目標（％）	
		2019年	2020年	2021年	前期目標値 2021年	最終目標値 2023年
国語の授業の内容はよく分かりますか	小国	88.2	89.3	88.9	84.0	85.0
	小算	82.5	84.5	84.4	84.0	85.0
算数/数学の授業の内容はよく分かりますか	中国	79.9	81.5	83.5	73.0	75.0
	中数	69.9	77.2	77.6	73.0	75.0

（第3期教育振興基本計画成果指標）

#### ○ 全国学力・学習状況調査 教科に関する調査(小学校 国語・算数、中学校 国語・数学)の県平均正答率(％)および県平均無解答率(％)

数値目標は、全国学力・学習状況調査 教科に関する調査（小学校 国語・算数、中学校 国語・数学）の『主として「知識」に関する問題』の県平均正答率（％）、『主として「活用」に関する問題』の県平均正答率（％）および県平均無解答率（％）とします。

指標項目		指標設定時	結果(％)	数値目標(％)	
		2018年	2020年	前期目標値 2021年	最終目標値 2023年
全国学力・学習状況調査における『主として「知識」に関する問題』の目標値（県平均正答率） 【知識・技能】	小国	68.0	64.7	70.5	71.5
	小算	60.0	72.2	61.5	63.5
	中国	75.0	73.7	76.5	77.5
	中数	65.0	69.1	66.5	68.0
全国学力・学習状況調査における『主として「活用」に関する問題』の目標値（県平均正答率） 【思考力・判断力・表現力等】	小国	53.0	58.9	54.5	55.5
	小算	49.0	62.3	50.5	52.0
	中国	58.0	58.3	59.5	61.5
	中数	45.0	39.7	46.5	47.5
全国学力・学習状況調査における『主として「活用」に関する問題』の県平均無解答率 【学びに向かう力】	小	7.0	4.6	5.5	4.5
	中	11.2	14.0	9.5	8.0

2018年度全国学力・学習状況調査の本県の結果をもとに、県教育委員会として各教科および各校種の期待する正答率（％）、無解答率（％）を2023年度の数値目標に設定した。

なお、全国学力・学習状況調査は4月に実施されるため、調査の結果を、前年度の取組成果の指標としてとらえる。（例 2019年度の取組の成果は、2020年度全国学力・学習状況調査の結果の数値を成果指標とする。なお2020年度は調査が行われなかったため、2019年度の成果指標はなし。）

(2) 「読み解く力」の育成に関する数値目標

○ 全国学力・学習状況調査 教科に関する調査(小学校 国語・算数、中学校 国語・数学)の『主として「活用」に関する問題』の県平均正答率(%) (再掲)

指 標 項 目		指標設定時	結果(%)		数値目標(%)	
		2018年	2020年	前期目標値 2021年	最終目標値 2023年	
全国学力・学習状況調査における『主として「活用」に関する問題』の目標値(県平均正答率) 【思考力・判断力・表現力等】	小国	53.0	58.9	54.5	55.5	
	小算	49.0	62.3	50.5	52.0	
	中国	58.0	58.3	59.5	61.5	
	中数	45.0	39.7	46.5	47.5	

○ 「学びのアンケート(県独自の質問紙調査)」の児童生徒質問紙による質問項目

数値目標は、「学びのアンケート」の児童生徒質問紙の質問項目の「そう思う」「当てはまる」と回答した県平均の割合(%)とします。

指 標 項 目		指標 設定時	結果(%)			数値目標(%)	
			2019年	2020年	2021年	前期目標値 2021年	最終目標値 2023年
学校の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている	小	33.4 *H30 調査	36.8	41.0	40.3	40.0	45.0
	中	28.3 *H30 調査	36.5	41.7	43.1	38.0	45.0
人が困っているときは、進んで助けていますか	小	35.3 *H29 調査	41.1	45.1	45.6	40.0	45.0
	中	30.0 *H29 調査	37.3	42.3	43.0	35.0	40.0
読書は好きだ	小	47.5 *H29 調査	44.3	46.7	44.3	49.0	50.0
	中	41.4 *H29 調査	38.8	39.3	37.4	44.0	46.0

過去の全国学力・学習状況調査の他自治体の質問紙調査の結果を参考に、2023年度の数値目標を設定した。

### (3) 3つの視点に関する数値目標

数値目標は、「学びのアンケート（県独自の質問紙調査）」の児童生徒質問紙および学校質問紙の質問項目の「そう思う」「当てはまる」「行った」と回答した県平均の割合（％）とします。

表 3つの視点に関する数値目標一覧

	指標項目		指標設定時		結果（％）		数値目標（％）		
			2018年	2019年	2020年	2021年	前期目標値 2021年	最終目標値 2023年	
視点1	授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか [児童生徒質問紙]	小	25.5	31.0	32.0	30.4	37	44	
		中	22.7	29.5	34.3	34.0	30	35	
	授業では、自分の考えを発表する機会が与えられていたと思いますか [児童生徒質問紙]	小	48.9 *H29調査	49.6	56.5	52.9	59	65	
		中	39.8 *H29調査	43.8	49.5	47.2	46	50	
	授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますか [児童生徒質問紙]	小	41.0 *H29調査	38.8	40.0	41.0	54	62	
		中	18.7 *H29調査	25.4	30.4	34.9	39	52	
	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれますか [児童生徒質問紙]	小	43.2 *H29調査	45.2	46.8	46.6	56	65	
		中	24.7 *H29調査	34.6	40.0	40.0	37	45	
	家で、学校の授業の予習・復習をしていますか	小	24.6	31.6	30.9	31.5	40	50	
		中	14.4	18.1	22.7	21.2	27	35	
	読書は好きだ [児童生徒質問紙] (再掲) ※「読み解く力」指標を兼ねる	小	47.5 *H29調査	44.3	46.7	44.3	49	50	
		中	41.4 *H29調査	38.8	39.3	37.4	44	46	
視点2	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか [児童生徒質問紙]	小	37.5	43.0	42.7	42.9	50	58	
		中	25.8	29.3	35.0	37.8	37	45	
	将来の夢や目標を持っていますか [児童生徒質問紙]	小	68.0	55.0	58.5	57.7	72	75	
		中	39.9	39.3	41.0	39.0	46	50	
	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか [児童生徒質問紙] (再掲)	小	33.4	36.8	41.0	40.3	40	45	
		中	28.3	36.5	41.7	43.1	38	45	
	人が困っているときは、進んで助けていますか [児童生徒質問紙] (再掲)	小	35.3 *H29調査	41.1	45.1	45.6	40	45	
		中	30.0 *H29調査	37.3	42.3	43.0	35	40	
	学習規律（私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始のチャイムを守るなど）の維持を徹底しましたか [学校質問紙]	小	95.5	97.6	97.7	96.5	97	100	
		中	95.1	98.9	100.0	96.6	97	100	
	視点3	児童/生徒の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか [学校質問紙]	小	90.1	90.4	96.3	95.5	95	100
			中	88.2	83.1	88.3	92.1	90	95
学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしていますか [学校質問紙]		小	93.7	91.3	94.5	94.5	95	100	
		中	86.3	86.5	88.3	82.0	90	95	
近隣等の小/中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行いましたか [学校質問紙]		小	54.8	53.4	47.9	51.2	60	70	
		中	53.9	57.3	48.9	53.9	60	70	
家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図りましたか（国語/算数・数学共通） [学校質問紙]		小	91.5	98.1	97.7	96.0	95	100	
		中	82.3	82.0	91.5	83.1	90	95	
大方の教職員は、各教科等の教育目標や内容の相互関連を意識して、日々の授業を行っている [学校質問紙] ※全国学力・学習状況調査にはない質問項目		小	98.6	98.6	99.1	100.0	95	100	
		中	96.6	96.6	97.9	97.8	95	100	

※ 2018年の数値は、平成30年度全国学力・学習状況調査 質問紙調査のもの。

過去の全国学力・学習状況調査の他自治体の質問紙調査の結果を参考に、2023年度の数値目標を設定した。

# 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の概要

**はじめに**

- 我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備により特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムへと移行していこうとしている。
- その一方で、全国的知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級、また発達障害等通常の学級における特別な支援が必要とする児童生徒数は、ここ10年余りの間で大きく増加しており、本県においてもその例外でない。
- こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、第2期滋賀県教育振興基本計画においてインクルーシブ教育システムの構築を主要な取組の一つとして位置付けるとともに、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」として取りまとめることとした。

**第1 本県特別支援教育の現状と課題および今後の方向性**

- 児童生徒数の増加 → 指導の充実と教育環境の整備が課題
- 就学指導の状況 → 市町間で就学率等に差がある状況を踏まえた適切な就学指導の検討
- 特別支援学校卒業生の就職率 → 職業的自立をめざした取組の充実
- 今後の方向性→インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導をととした社会的・職業的自立の実現

**第2 本県のめざす特別支援教育 ～基本ビジョン～**

本県がめざす特別支援教育の「基本理念」を次のとおりとした

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる

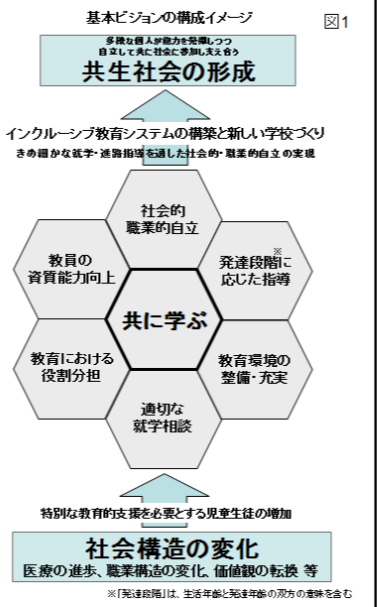
この基本理念に基づき、その達成のための柱（観点）を次の7点にまとめた。

まず、「共に学ぶ」を中心の柱としておき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことをめざす。

その上で、この「共に学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場が柔軟に選択できるよう「適切な就学相談」を推進する。さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸長できるよう、学校等における「教員の資質能力向上」と、各学校園等の「発達段階に応じた指導」を進める。またこうした各学校園等の取組を支援するため、県市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割を分担」しながら連携協力して取り組む。

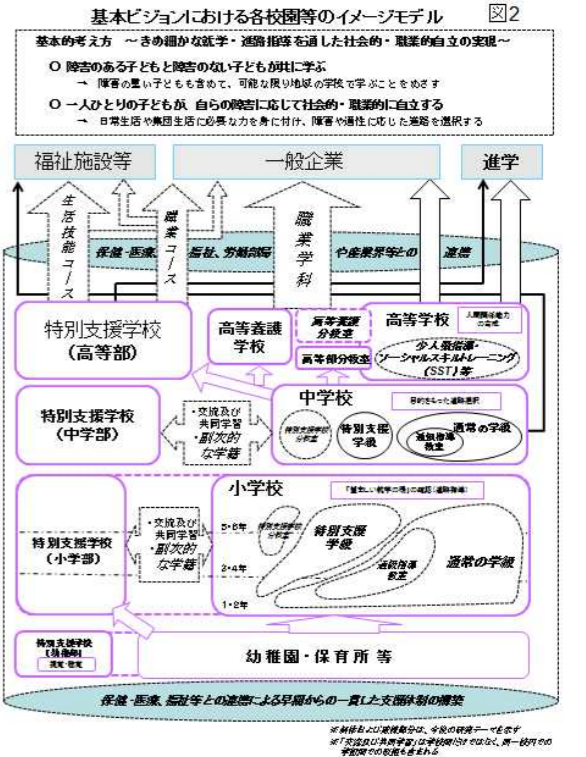
これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

- 【7つの柱】**
- ①共に学ぶ（基本の柱）
    - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを推進
  - ②適切な就学相談
    - ・子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択（見直し）できるよう、適切な就学相談を実施
  - ③教員の資質能力向上
    - ・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導のための教員の資質能力の向上
    - ・すべての学校園等における教員研修の充実と人事交流等の促進
  - ④発達段階に応じた指導
    - ・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長促進のため、各学校園等における指導を改善・充実
  - ⑤教育環境の整備・充実
    - ・合理的配慮の検討と基礎的環境整備など、教育環境の整備・充実
    - ・新たな学籍の仕組みづくりや小中学校等への特別支援学校分教室設置についての研究。また中・長期的な展望に立った新たな学校づくり等の検討
  - ⑥教育における役割分担
    - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との連携協力の推進
  - ⑦社会的・職業的自立
    - ・発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導を充実し、そのための環境を整備



# 第3 各学校園等における特別支援教育

- ①幼稚園・保育所等
  - ・発達障害を含む障害のある幼児一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動などとおして、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる
  - ・小学校への就学相談にあたっては、保健・医療、福祉等関係機関との連携のもと適切な情報を提供し、子どもの障害の状況や保護者のニーズを丁寧に把握した上で、個別の教育支援計画などにより円滑な接続となるよう配慮する
- ②小学校
  - ・障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を行う
  - ・通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある児童一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- ③中学校
  - ・障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、発達障害を含む障害のある生徒や保護者に対し適切な情報を提供して、目的をもった進路選択となるよう指導・支援する
  - ・通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある生徒一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- ④高等学校
  - ・特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
  - ・発達障害のある生徒等に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的運用やソーシャルスキルトレーニングの導入、また指導方法等を工夫し、個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る
  - ・発達障害のある生徒等の進路指導にあたっては、進学にあつては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める
- ⑤特別支援学校
  - ・幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのきめ細かな教育を充実する
  - ・幼稚部、小学部における成長の土台となる力づくりと、中・高等部における知識、技能、マナー、体力等就労に向けた基礎的能力の養成をめざす
  - ・高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、新たな学科の設置等により、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る
  - ・専門性を担保するため、すべての教員の特別支援学校教員免許状の取得をめざす
  - ・障害のある子どもの生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める
  - ・各障害種の指導の専門性を担保しながら、障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置を進めるとともに、望ましい名称について検討する。また中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向（将来推計）等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進める



# 第4 関係機関との連携について

- ①保健・医療、福祉との連携
  - ・保健・医療、福祉と連携し、教育的ニーズを反映した個別の教育支援計画を作成し、早期からの本人・保護者への適切な相談支援を行う
- ②労働部局や経済団体との連携
  - ・労働部局や経済団体と連携し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努め、障害のある生徒の就労支援体制を構築する

# 第5 実施計画について ～今後のスケジュール～

「基本ビジョン」に基づく「実施計画」の策定にあたっては、市町教育委員会との十分な意見交換を行い、平成27年度中を目的に、5年程度の短期計画・10年または10年超の中・長期計画を策定

# 滋賀県公立学校教員 人材育成基本方針

平成26年3月

滋賀県教育委員会

## 目 次

I	人材育成基本方針策定の趣旨	…… 1
II	人材育成に係る現状と課題	…… 2
III	めざす教員像と求められる資質能力	…… 3
IV	人材育成の基本方針	…… 6
V	具体的な推進方策	…… 7

## I 人材育成基本方針策定の趣旨

社会が急激に変化し、先行き不透明な時代にあつて、学校教育を取りまく課題は多様化、複雑化しています。また、子どもたちが21世紀を生き抜くための力として、思考力・判断力・表現力や、主体的に学ぶ力などの育成の必要性が重視されており、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立が求められているところです。

本県においても学力向上への対応や、いじめ・不登校への対応、また、英語教育・情報教育・特別支援教育・キャリア教育の推進等、山積する課題への早急な対応が必要となっています。このため、平成26年3月に策定した「第2期滋賀県教育振興基本計画」により、今後5年間に取り組むべき教育施策を示したところであり、その重点取組の一つとして、教員の教育力を高めることを掲げています。

これをうけて、滋賀県教育委員会では、本県教育の一層の充実を図り、次代を担う子どもたちを育てるために、教員一人ひとりの教育理念の確立と、実践的指導力の育成をめざし、「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」を策定しました。今後はこの基本方針に基づき、関係機関と連携しながら、学校を中心とした人材育成に取り組めます。



## Ⅱ 人材育成に係る現状と課題

### 1 学校教育を取りまく現状

教育への関心が高まる中、本県においては、特にいじめ問題への対応や、全国学力・学習状況調査結果などに対する県民の関心と期待が、今までになく高まっています。また、インターネット環境やコミュニケーションツールの著しい進歩など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、学校教育の課題はますます多様化、複雑化してきています。さらに本県においては、今後10年程度、教員の大量退職に伴う大量採用が見込まれています。

こうした状況の中、教員にはこれまで以上に、経験年数や職務に応じた専門的知識や指導力と、様々な教育課題に組織的に対応できる力が必要となり、この力の育成が急務となっています。

### 2 人材育成の課題

- (1) 教員の人材育成については、これまでも、大学での養成や、学校現場・総合教育センターでの研修などの形で行われてきましたが、全体として各取組の体系化が不十分であったため、その成果が学校現場での実践に、十分生かされてきませんでした。
- (2) 教員に求められる資質能力は、経験年数や職務に応じて異なりますが、明確な指標がなく、その獲得は個々の教員に任されてきました。また、学校規模や管理職の考え方、意識の違い等により、学校間でも人材育成の取組に差がありました。
- (3) これまでは、先輩後輩などの同僚同士でお互いの力量を高め合ってきましたが、個々の教員に時間的、精神的な余裕がなくなってきたことから、じっくり議論をしたり相談をしたりするといった同僚性が希薄になってきています。
- (4) 学校の様々な課題には専門的・組織的な対応が必要ですが、これまでは個々の教員に任されることが多く、各教員が役割を持って学校として対応することがあまり行なわれてきませんでした。

### Ⅲ めざす教員像と求められる力

#### 1 滋賀県がめざす教員像

人材育成を進めるにあたり、資質能力向上の明確な目標となるよう、滋賀県の教員採用選考試験の実施要項で示されている先生像をもとに、平成24年8月の中教審答申において新たに示された「これからの教員に求められる資質能力」を踏まえ、「滋賀県がめざす教員像」を示します。

#### 滋賀県がめざす教員像

- 1 **教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持っている人**
  - ・ 教職に対する情熱と誇りを持つ
  - ・ 教職生活を通して自主的に学び続ける
  - ・ 温かいまなざしで子どもたちの成長を見守る
  
- 2 **柔軟性と創造性を備え、専門的指導力を持っている人**
  - ・ 高度な専門的知識と確固たる教育理念を持つ
  - ・ 授業力、生徒指導力、学級経営力等の実践力を持つ
  - ・ 思考力・判断力・表現力の育成等、新たな学びが展開できる
  
- 3 **明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人**
  - ・ 社会の一員として尊敬され信頼される
  - ・ コミュニケーション力を有し、良好な人間関係を構築できる
  - ・ 学校組織の一員として同僚と連携し力を発揮できる
  - ・ 社会の多様な組織と連携・協働できる

## 2 教員に求められる力

教員としての力は、日々の努力や経験の積み重ねにより身に付けていけるものです。このため、まずは教員として早い時期から様々な経験を積み、自己研鑽を通して、力量を高めていくことが重要です。また、年数を経るに従って、期待され、求められる力も変化し、より高度なものになることを意識し、常に向上しようとする姿勢が大切です。

以下に、教員に求められる基本的な力を示します。

### (1) 授業力

学校教育の中心は授業であり、授業力は、求められる専門的指導力の中で最も重要なものです。今日学校教育は、高度化、複雑化する社会に対応できるよう変革が求められており、課題探究型の学習や協働的学び等を通して、児童生徒の学ぶ意欲を高め、思考力、判断力、表現力や、主体的に学ぶ力を伸ばしていくことが必要です。教員自身、専門分野の知識を身に付けるだけでなく、柔軟性と創造性をもって実践力を高め、授業力を十分に発揮していくことが必要です。

### (2) 生徒指導力

生徒指導は、児童生徒の個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を育てる教育活動です。このため、全ての教員が、授業を含む学校教育のあらゆる場面において、生徒指導力を発揮することが求められます。特に、児童生徒の思いを読み取る感性や、危機管理能力を高めると同時に、児童生徒の行動の背景をしっかりと見立てて、対応する力を向上させることが必要です。

### (3) 学級経営力

学級経営とは、担任が、学級で様々な活動を工夫し、実践することで、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育てる教育活動です。学級における望ましい人間関係や集団づくり、児童生徒による活動等を通して、お互いを思いやる心や自主・自律の精神など、社会の形成者として必要な資質を育むことが必要です。

### (4) 組織対応力

学校教育を組織的に推進するには、全ての教員が、コミュニケーション力や連携力、組織貢献力等を身に付ける必要があります。学校が抱える様々な課題に対しては、教員が個々に取り組むだけでなく、専門的な力を活かし組織的に対応する必要があります。そのためには教員自身が組織の一員であると自覚し、進んで同僚と連携して対応することが必要です。また、学校の課題解決や活性化のためには、地域や関係機関との連携がなくてはならないことから、外部の人とも良好な人間関係を築ける力が求められています。

### 3 管理職に求められる資質能力

学校組織は管理職が少ないため、「なべぶた型」組織と呼ばれることがありますが、管理職が全教員に対して、直接教育理念を伝えたり、指導したりすることができる利点があります。しかし、危機管理における対応や、新たな教育課題に対応する際は、校長のリーダーシップのもと、校務分掌の主任や学年主任等の役割を明確にし、「ピラミッド型」組織をおこして取り組むことが必要です。管理職には、このような学校組織の特性を生かして学校経営を進めることが求められます。

以下に、管理職に求められる資質能力を示します。

#### (1) 学校教育の原動力

学校教育の原動力となるものは、児童生徒に対する教育的愛情、教育的信念、教育に対する情熱であり、また、県民の期待に応えようとする姿勢です。これは、教育者としての経験により培われてきた力であり、学校の教育力を向上させ、学校経営方針を具体化するための基盤となるものです。

#### (2) 学校経営の推進力

学校経営の推進力とは、学校教育目標を実現するため、教員一人ひとりの実践的指導力を高めるとともに、教育課題に対応できる組織を構築する力です。そのためには新たな情報を取り入れ、常に将来を見据えて、今何をなすべきかを自らに問い、教員に働きかけることが重要です。また、日々児童生徒に向き合う教員を、心身ともに支える気遣いも必要です。

#### (3) 関係機関との連携力

関係機関との連携力とは、外部機関との信頼関係を構築し、適切な折衝を行い連携を構築する力です。現在学校が抱える諸課題の解決や、特色ある教育活動の推進等には、校内的な運営にとどまらず、管理職自らが、積極的に地域や関係機関との連携を進めることが重要です。

校長は、学校の最高責任者として、教育理念を明確にし、教員や保護者、児童生徒に発信していかなければなりません。また、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、常に教育課題を把握し、迅速な対応を進めながら、教育の使命を果たしていくことが求められます。

一方、副校長・教頭には、校長の経営方針を実際の教育活動等に具体化することが求められます。教職員との人間関係をより適切なものとする中で、ビジョンや価値観を共有し、学校教育目標を教職員の自己目標につなげることが求められます。また、同時に個々の力を引き出し伸ばす人材育成の力が求められます。

## IV 人材育成の基本方針

教員に求められる力の向上を図るために、人材育成の基本方針として4つの柱を設けました。これらの柱に基づいて具体的な取組を推進していきます。

### 基本方針1

組織的で体系的な取組により授業力の向上を図ります。

### 基本方針2

人事配置や人事評価制度の活用等により組織力の向上を図ります。

### 基本方針3

リーダーシップの発揮により組織力の強化を図ります。

### 基本方針4

教員をめざす人材の養成と採用の工夫・改善を図ります。

## V 具体的な推進方策

### **基本方針 1** 組織的で体系的な取組により授業力の向上を図ります。

授業力を高めるため、各学校においてあらゆる機会を利用し、組織的な取組を推進します。また、教育委員会、総合教育センターと学校とが一体となって、体系的に教員の資質能力の向上に取り組めます。

#### 授業力を高める取組

各学校における授業力を高める取組を推進します。言語活動の充実にかかる取組、評価問題の作成と改善、授業評価の活用、学校評価における重点評価項目の設定、校内における授業研究の工夫、授業研究に関する校種間の交流等、各学校の課題に応じた取組を通して、教員の授業力を高めます。

#### 教科主任の育成

授業力の向上を図るために、全県的な取組として、教科主任を対象とした研修を実施し、教科主任として必要な資質能力を育て、教科指導力のさらなる向上につなげます。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における教科等の研修を実施し、専門的指導力を高めます。

#### 学力向上支援派遣

児童生徒の生きる力につながる学力向上を支援するため、全国学力・学習状況調査結果の分析に基づく授業改善のために行なう校内研修会等に、指導主事や研修指導主事を派遣し、教科指導力向上の組織的な取組の一助とします。

#### 総合教育センターでの研究成果の活用

総合教育センターにおける調査、研究は、今日的課題に対応した教育研究の実践を目的としています。研究成果をさらに県内に普及し、活用を推進することにより、教員全体の資質能力向上の一助とします。

## **基本方針 2 人事配置や人事評価制度の活用等により組織力の向上を図ります。**

適材適所の人事配置を推進するとともに、人事評価における目標によるマネジメントの活用やOJTの取組により、個々の教員の力量を高め、学校全体の組織力の向上をめざします。

### 人事配置

教員個々の特性を生かし、能力が充分発揮できるよう、教科、年齢、適性等を考慮した人事配置に努めます。また、同一校における長年勤務者の異動を促進し、あわせて新規採用者等の適正な配置に努め、郡市間の交流および同一地域における長年勤務者の広域交流を積極的に進めるとともに、校種間の適正な交流等により、全県的な視野に立った組織力の向上と人材育成の推進に努めます。

### 校内人事

校内人事は、学校経営方針に基づき、校長が所属教員の能力、実績、適性等を踏まえて配置するものであり、学校組織を円滑に機能させることにつながる重要な事項です。同時に、校内人事には人材育成の視点も必要であり、特に若手教員については、授業力の向上に集中させるよう配慮をしながら、可能な限り様々な分掌を経験させてジョブローテーションを図るなど、長期的な見通しのもとに配置することも重要です。また、できるだけ多くの教員を、学校運営に関わる立場に配置することにより、意識の高い教員集団に育てることも必要です。

### 人事評価制度の活用

人事評価は、学校組織の活性化と教職員の資質、能力および意欲の向上を目的としており、校長による面談や授業観察等によって、成果を生み出しています。校長が自分の教育理念や学校経営のビジョンを各教員に伝え、それらが個々の教員の目標と取組に反映されるようにするためには、制度の実効性を高める必要があります。

教員の自己目標の設定にあたり、校長をはじめ管理職と教員とが共通理解できるよう、求められる力を示し、目標設定の指標とします。また、評価者研修会等において、人材育成の重要性について周知を図り、目標によるマネジメントの活用を推進します。

### ○ J T の仕組みづくり

若手教員の力を育て、組織力を高めるには、学校内において、経験者から若手教員に対する指導や、同僚同士の学び合いといった○ J T (職場における研修) を実施することが重要です。しかし、同僚性の希薄化が進んでいる現在、これまでのように自然発生的な○ J T が行われている学校は多くありません。○ J T 推進指針(仮称)を作成し、全ての学校で、意図的に○ J T の取組が行えるよう、方向性を示します。

### ○ J T 推進にかかる研修

若手教員の育成を推進するうえで、指導者となる管理職や中堅教員に対する研修は重要です。総合教育センターにおけるマネジメント研修や、新任教務主任研修等において、組織的な若手教員の育成を推進するために、人材育成や○ J T の進め方等の内容を充実させます。

若手教員が、採用後早い段階で基礎的・基本的な力を習得し、その後も意欲的に教員生活を送るためには、まず自ら学ぶ姿勢を身につけることが重要です。初任者研修から3年目までの若手教員研修や、5年経験者研修において、○ J T の取組を位置づけ実施することで、先を見通した育成に努めます。

### 市町教育委員会、教育研究所、校長会等との連携

人材育成の取組においては、市町教育委員会、教育研究所等とも共通理解を図り、協力関係の中で互いの取組を行うこととします。また、校長会(校長協会)、教育研究会等と連携し、それらが主体となる研究や研修の場でも人材育成が図られていくことをめざします。



### **基本方針3** リーダーシップの発揮により組織力の強化を図ります。

管理職や中堅教員対象の研修、セミナーをより実践的な内容とし、強いリーダーシップを発揮した組織力の強化を図ります。

#### 管理職のリーダーシップ

学校教育目標を達成するためには、機能的な組織づくりと人材育成が重要であり、そのためには、校長が明確な教育理念と学校経営のビジョンを示し、リーダーシップを発揮する必要があります。このことについて全県的な共通理解を図り各学校における具体的な取組を推進するために、従来行ってきた管理職(校長)対象の研修を、より体系的なものとなるよう見直し、内容や日数等を検討し、さらなる充実を図ります。

#### 管理職塾の取組

管理職の専門性を高め、学校の組織力を向上し、教育改革を積極的に進めるため、管理職自身の資質向上をめざします。管理職が教職員の人材育成を最重要課題と認識し、強力なリーダーシップを発揮できるよう、希望者を対象に管理職塾を実施し、より戦略的な内容について講義・演習を行うことにより、滋賀の教育のさらなる充実と発展をめざします。

#### 管理職選考

管理職としての意欲と能力を有し、学校経営を推進できる人材を確保するため、選考方法の工夫と改善を図ります。また、マネジメント力を重視し、早い段階から学校経営に目を向けることができるよう人材を育成し、積極的に昇任させる環境づくりを進めます。

#### 中堅教員の育成

学校組織の要となりうる中堅教員については、学校運営に対する理解を深め、管理職候補としての意識を高めることが必要です。ミドルリーダー研修の日程と内容の充実を図るとともに、研修を通して視野を広げさせ、マネジメント力を育成し、学校の組織運営への積極的な参加を促します。

#### **基本方針4 教員をめざす人材の養成と採用の工夫・改善を図ります。**

大学との連携や「滋賀の教師塾」の取組をさらに充実させるとともに、中学校、高等学校の生徒を対象とした、教員をめざす人材の養成を図ります。また、採用の工夫・改善を図ります。

#### **教員をめざす生徒の養成**

高等学校では、生徒を対象としたセミナーなどを開催して具体的なアドバイス等を行い、教員をめざす人材の養成を図ります。また、高校生に、小学校や中学校の授業のサポートや放課後の個別指導の機会を提供するなどの取組を進めます。

中学校においては、授業の中で、生徒が「教える」ということにかかわる活動を積極的に取り入れ、教える楽しさや、教えることによって学ぶ喜びをできるだけ多く体験させることにより、早い段階から教育に魅力を感じる機会を設けます。

また、中学生チャレンジウィークの中で、小学校教員の仕事を体験する取組を設けるなど、教員という職業に対する興味・関心を高めます。

#### **養成－大学との連携**

滋賀県がめざす教員像を、大学と県教育委員会との協議の場を通じて明示するなど、大学における教員養成の充実につながるよう連携を図ります。教員志望の学生が、早い時期に、教職の魅力を実感し、教育に対する意欲を高めることができるよう、大学1、2年生段階で「滋賀の教師塾」を体験できるような機会を検討します。

また、教育実習においては、より効果的に実践的指導力を培うことができるよう、教育実習に臨む際のポイントや留意事項等を示した手引きの作成および活用を検討します。

#### **養成－「滋賀の教師塾」の取組**

平成19年に開始した、「滋賀の教師塾」の取組は、教員をめざす仲間と議論したり、教育について深く考察する機会を提供するものとなっています。学校実地研修をより充実させ、学校教育における多様な経験を積む機会を提供することにより、教員という職の魅力を実感し、教育に対する意欲を高める機会を整えます。

### 養成－採用予定者に対して

採用予定者を対象として、学級経営、特別支援教育等に係る講座等、実践的な指導力を養成するための講座の実施を検討します。小学校の採用予定者に対しては、年度当初から適切に指導できるよう、体育、音楽等の実技教科に係る講座の実施を検討します。

### 養成－臨時講師に対して

臨時講師には、基礎的な知識や技術を学ぶ機会が少ないため、特に初めて学級担任をする場合、年度当初の研修が必要です。小中学校の臨時講師に対して実施している年間3回の研修に加えて、年度の初めに、学級経営に関する研修を実施することにより、当該年度にわたる円滑な学校経営を導くとともに、次年度の採用に向けた、本人自身の力量の向上につなげます。

### 採用－説明会

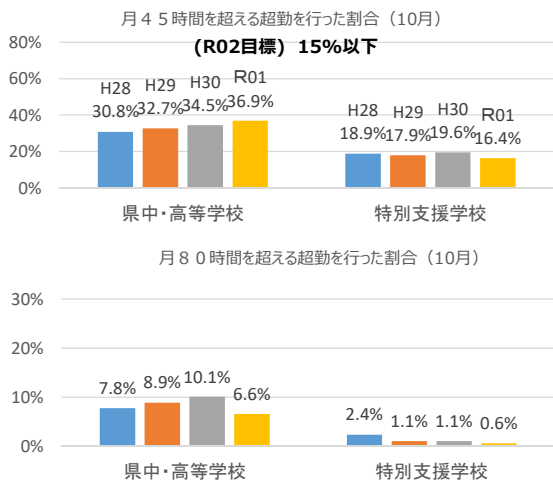
本県における教員の採用に関する大学への広報を工夫するとともに、採用説明会の回数を増やすなどして、出席者の確保に努めます。また、SNSを利用するなど、学生等個々の希望者へのより効果的な広報の方法についても研究します。

### 採用－選考方法

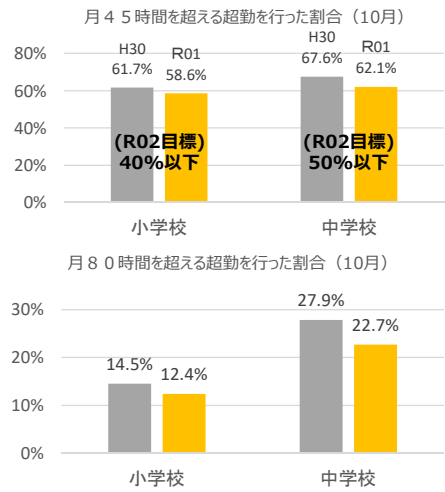
教育に対する熱意があり、教員としての適性を備えた人材を確保するため、選考方法のさらなる工夫と改善に努めます。大学から受験者を推薦してもらう制度や、得意分野を有する豊かな人材を確保するための選考方法を検討します。また、子どもたちがよりスポーツに親しむことや、子どもたちの個々の可能性を引き出し伸ばすことをめざして、優秀な指導者を確保するための「スポーツ推薦」等の選考方法を検討します。

I 目標数値の状況とこれまでの取組

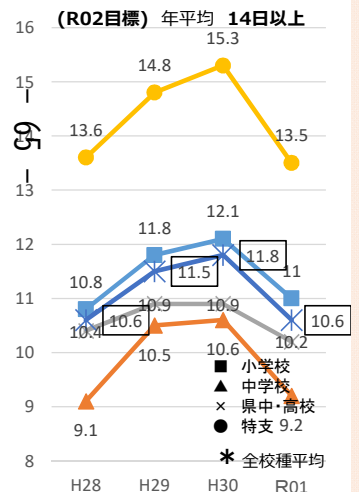
1 県立学校における超過勤務の状況



2 市町立小中学校における超過勤務の状況



3 年次有給休暇の取得状況



4 令和元年度の実取組

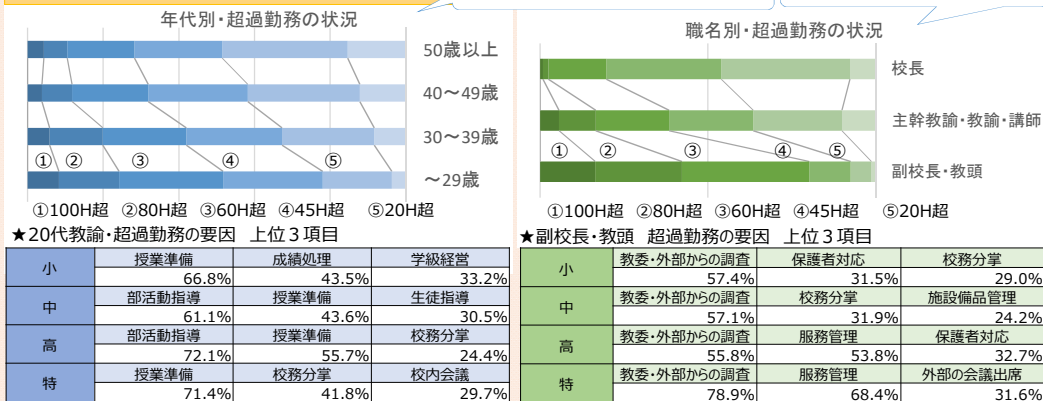
【県教育委員会の取組】

- スクール・サポート・スタッフ配置支援  
県内15市町93校に96人の配置支援
- 部活動指導員の配置・配置支援  
中学校：県内12市町28校に33人（連31人、文2人）の配置支援  
県立学校 2校に2人（連2人）の配置
- 高等学校：県立学校に33人（連18人、文15人）を配置
- 業務改善加速事業調査研究事業  
県内3市町に研究委託
- 長期休業期間中における学校閉庁日の設定および実施状況  
夏季冬季あわせて15日間の実施 48校/64校で夏冬15日間実施

【市町教育委員会の取組】（★は県教育委員会でも実施、外数）R2.2.1時点

※複数回答あり	ICTカードやパソコン使用時間	校長の現認	イクセル等自己申告	その他自己申告
在校時間等の把握方法	★7	5	★16	1
ICTを活用した事務負担軽減	導入済み	★9	10	0
自動応答メッセージやメールによる連絡対応	設置済み	10	★6	3

5 アンケート調査結果状況 (R1調査)



II 成果と課題

成果

- ◆ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置は勤務時間の削減効果があった。
- ◆ 月80時間を超える超過勤務を行う教員が、すべての校種において減少した。

課題

- 依然として過労死ラインを超える長時間労働の実態がある。
- 月45時間を超える超過を行った割合は令和2年度の目標数値の達成は困難な状況にある。
- 若い年代ほど長時間労働の割合が高く、授業準備や部活動指導の負担軽減に取り組む必要がある。
- 副校長・教頭の長時間労働の割合が非常に高く、教育委員会からの調査報告など事務仕事の負担軽減に取り組む必要がある。

III 目指す姿

教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することで、  
教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育む。

IV 計画期間

令和2年度～令和4年度 までの3年間とします

V 目標

超過勤務 月45時間以内（年間360時間以内）を目指します  
超過勤務 月80時間を超える教員を0人にします

年次有給休暇の取得を促進します

国の指針において、正規の勤務時間を超える在校等時間に上限が設定されたことを踏まえ、改定後の目標を上記のとおりとします。

1人当たり年間平均取得日数 14日以上

VI 方針の柱と主な取組

<p>柱1. 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スクール・サポート・スタッフの配置支援（継続）</li> <li>➢ 統合型校務支援システムの導入（新規・重点）</li> <li>➢ 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（継続・重点）</li> <li>➢ 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有（新規・重点）</li> <li>➢ 学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集团体に要請（新規・重点）</li> <li>➢ 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有（新規・重点）</li> <li>➢ 小学校専科指導に必要な教員の配置（継続）</li> <li>➢ 講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化（新規）</li> <li>➢ Web会議の推進（新規・重点）</li> </ul>	<p>柱3. 専門性を持った多様な人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SC・SSWの配置（継続）</li> <li>➢ 弁護士による学校サポートの充実（継続）</li> </ul>
<p>柱2. 部活動における教員の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 部活動指導員の配置（継続）</li> <li>➢ 部活動指導員人材バンク制度の構築（新規）</li> <li>➢ 部活動のあり方検討会議の設置（新規・重点）</li> </ul>	<p>柱4. 家庭や地域の力を活かす取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コミュニティー・スクールの推進（継続）</li> <li>➢ 地域学校協働活動推進員の配置の促進（継続）</li> </ul>
	<p>柱5. 教職員の健康づくりと勤務時間管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ システムの活用による勤務時間管理（新規・重点）</li> <li>➢ すべての県立学校に留守番電話（メッセージ機能）を設置（新規）</li> <li>➢ 「学校閉庁日」の実施（継続）</li> </ul>

VII 重点項目

重点項目1 ICTの活用による教員の負担軽減

- 統合型校務支援システムの導入による負担軽減
  - ・ 全県立学校向けに統合型校務支援システムを導入します。
- システムの活用による勤務時間管理の効率化
  - ・ 県立学校管理職の勤務時間管理の負担を軽減します。
  - ・ 超過勤務の状況を随時把握することにより、長時間労働の未然防止に努めます。
- Web会議による負担軽減
  - ・ web会議を推進し、移動時間の無駄をなくします。

重点項目2 業務のスクラップ・外部への働きかけ

- 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減
  - ・ 調査、訪問、会議にはルールを設定します。
  - ・ 会議や行事の削減目標を具体的に設定します。
  - ・ 法定の調査は国に働きかけを行います。
- 学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集团体に要請
  - ・ 子ども・家庭向け周知等の依頼の精選、学校に児童生徒への配布物を送付する際は40部ごとに仕切りを入れるなどの協力を募集团体に要請します。
- 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有
  - ・ 他校の取組事例を県内で共有します。
- 部活動のあり方検討会議の設置
  - ・ 中体連や高体連とともに活動の効率的・効果的な実施や長期休業中の活動について検討します。

VIII 推進体制

数値目標や取組項目を通じ、PDCAサイクルにより状況把握や見直しを行いながら、取組を推進します。

IX 取組の公表

取組計画に基づく状況や目標に対する実績等を年1回公表します。

# これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針 概要

**背景** ○人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報化、技術革新の進展などの急速な社会情勢の変化への対応

**策定趣旨** ○概ね10から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について、全県的視野で基本的な考え方を示す

**対象期間** ○令和4年度から令和13年度の10年間



## これまでの主な県立高等学校改革

- H18 県立普通科高校通学区全域一区制
- H24 県立高校再編計画策定

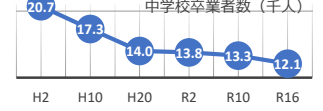
## 現行再編計画の総括

- 統合新校設置（長浜北・彦根翔西館）
  - ・学校統合により地域全体の学校活力向上
  - ・社会的な涵養、部活動の活性化
- 総合単位制高校設置、職業系専門学科改編等
  - ・不登校傾向が改善し卒業
- 全県一区制度のもと、国や県の指定事業等の活用や地域、大学等との連携による魅力ある学校づくりの一定の進展
- 普通科高校や人口減少地域の学校の更なる魅力化、発信力の強化が必要
- 計画策定過程で地域との双方向の議論が必要

## 県立高等学校を取り巻く現状と課題

### ◆生徒数の減少

- ・H2、3卒のピークから▲7,000人34%減
- ・R16、3卒は更に▲1,700人 H2、3卒から42%減



### ◆社会情勢の変化

- ・人口減少と少子高齢化
- ・グローバル化の進展
- ・第4次産業革命とSociety5.0
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大

### ◆国の動き

- ・学習指導要領改訂：社会に関われた教育課程、主体的・対話的で深い学び
- ・新時代に対応した高等学校教育の在り方 普通科改革 等

### ◆特別な教育的支援が必要な生徒の増加

- ・中学校の特別支援学級から高校へ進学する生徒増加(H20(13%)→H30(54%))
- ・高校で特別な教育的支援が必要な生徒の割合は増加傾向(H22(2%)→R1(5%))

## 将来の社会の姿

- ◇人口減少と高齢化の更なる進行
- ◇第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現
- ◇コロナ禍を経た生活様式の変化
- ◇大規模災害などの発生リスク
- ◇持続可能な社会の実現(SDGs)
- ◇多様な価値観が尊重される社会

想像はできるが予測できないことが起こりうる

## 高等学校への希望や期待

～アンケートや意見聴取から～

### ◇生徒の立場から <中高生7,688人回答>

- ・文武両道に励みたい
  - ・将来のことをじっくり考えたい
  - ・校舎をリニューアルしてほしい
  - ・生徒や先生が団結できる行事があるとよい
  - ・インターネットを活用した授業を増やしてほしい 等
- (県立高校1,2年生)
- 在籍している高校の満足度(全日制) 満足82%(友人関係、部活動、授業) 不満18%(授業、校風、施設・設備)

### ◇保護者の立場から <保護者6,894人回答>

- ・子供の可能性を拡げてやりたい
- ・基礎から学べるようにしてほしい
- ・学力向上だけでなく、人間性を高めてほしい
- ・オンライン授業等に力を入れてほしい 等

- (中学1,2年生保護者)
- 子供に進学させたい高校 県立高校88% 県内私立高校4%
  - 高校に期待すること 自分進路希望や興味・関心等に応じた科目選択ができる63%

### ◇地域社会の視点 <市長会、町村会、市町教委等>

- ・地域活性化に貢献する生徒を育ててほしい
- ・地域にとって高校の存在は大きい
- ・在り方検討で高校再編とせず、地域の声を聴いてほしい 等

### ◇産業界の視点 <県内企業関係者等>

- ・専門的に教育して、高校卒業してすぐに社会に役立つ人材を育ててほしい
- ・企業等と連携することが必要 等

### ◇教職員の立場から <中学校・高校教諭等>

- ・人間性を高めるため、授業はもちろん、部活動や学校行事も大切に、いろいろな経験ができる教育活動を工夫したい
- ・一定の規模で教員数も充実した状況が必要 等

### ◇卒業後の進学先の視点 <大学、短大、専修学校等>

- ・ディスカッションをする際に、根拠のある意見を述べる力の育成が必要
- ・大学に進学を希望する際、自身の関心や志向を見つめなおして学問と接続していくことが必要
- ・職業系専門学科では現場体験など実体験の機会を増やし、職業へのあこがれを育むことが重要 等

### ◇その他学校関係者の視点 <スクールカウンセラー、塾等>

- ・対人不安の強い生徒たちが同じ教室で学ぶことの難しさが、先生方が様々なスキルで身に付けられるよう支援が必要
- ・中学生にとって高校に触れるという体験は大きく、オープンスクールのように直接情報を届けることが大事 等

## これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方

<b>本県教育の教育理念</b>	未来を拓く心豊かでたくましい人づくり	<b>育成すべき生徒像</b>	生きる力(自立する力・伝える力・協働する力・創造する力等)がある	<b>高等学校の役割</b>	・生きる力を育む場 ・好奇心や探究心を更に発展させる場 ・「答えを見つける」教育から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場へ
------------------	--------------------	-----------------	----------------------------------	----------------	--

**魅力化の視点** ○多様性のある社会や人口減少社会等への対応を踏まえて、小・中・高・大・社会・高専のつながりを大切にして、ICTを活用し、持続可能な形で魅力化を図る  
○森・川・里・湖が水系でつながり、近江の心が根付いた「滋賀」ならではの学び、それぞれの県立高校でその学びを地域とともに推進する

## 目指す姿 ■高等学校別 ◆県域全体

- ①生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる
  - 全ての生徒に自分を高める学びが提供されている
  - 多様な人との出会いやコミュニケーションを通じて深く発見できる学びが提供されている
- ②生徒が多様性を尊重し世界につながり活躍するための力をつけることができる
  - グローバル人材や科学技術人材が育成されている
  - 大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている
  - ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている
- ③生徒同士が切磋琢磨し成長できる
  - 学校行事や生徒会活動、部活動が活性化している
  - 学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した場が提供されている
- ④場所や時間を選ばない学びができる
  - ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている
- ⑤生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる
  - 地域の教育資源や人と関わる学びが提供されている
  - 産業界と連携した学びが提供されている
- ⑥障害のある生徒とない生徒が互いに学び合い互いを尊重できる
  - 共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる
  - 障害のある生徒に対して必要な支援が提供されている
- ⑦生徒が自らに合った学びを選択できる
  - それぞれの県立高校ならではの魅力や特色が人々に理解されている
  - 基礎学力充実、不登校、日本語学習等に対応する学びが提供されている
  - 県内どの地域でも様々な学びが提供されている
  - 経済的に不利な環境にある生徒への支援が充実している
  - 男女の人権や性の多様性が尊重される学びが提供されている
- ⑧教職員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている
  - 授業改善が進むとともに教職員自身の人間性や創造性を高め効果的な教育活動ができている

## 取組の方向性

- 1 確かな学力の育成
  - 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善 [目指す姿①⑧]
  - 「読み解く力」をもとにした探究的に学ぶ力の育成 [①]
- 2 キャリア教育の充実
  - 小中学校と高校、大学等の連続性を踏まえたキャリア教育の推進 [①⑤]
  - 地元企業など地域の教育資源を活用したキャリア教育の推進 [①⑤]
- 3 多様な学習ニーズ等への対応
  - 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実 [⑥⑦]
  - 日本語指導が必要な生徒、不登校生徒等への支援の充実 等 [⑦]
- 4 普通科の特色化(普通科系専門学科を含む)
  - 普通科の学科改編やコース、類型の設置 [①②③⑤⑦]
  - グローバル人材、科学技術人材の育成 [②]
  - 普通科系専門学科(音楽・美術等)の学びを継続するための工夫 等 [⑦]
- 5 職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化(農業学科・工業学科・商業学科・家庭学科・総合学科)
  - Society5.0社会に対応した人材育成 [①②③⑤]
  - 地域や産業界と連携した産業教育、産業教育の推進にかかる環境整備 [⑤⑦]
  - 職業系専門学科の魅力伝える方策 [⑦]
- 6 定時制/通信制の役割への対応
  - 多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場の提供 [③⑦]
- 7 生徒数減少への対応
  - これまで以上に地域と連携・協働した学校づくりの推進 [⑤⑦]
  - 多様な学びを実現するための少人数学級の工夫 [⑦]
  - 市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等の設置や磨き上げ [⑤⑦]
  - 普通科の学科改編やコース、類型の設置 [①②③⑤⑦]
  - 学校行事、部活動等の学校間連携や地域連携についての研究 [③]
- 8 ICTの活用
  - 全ての県立高校でのICT環境の充実・更新 等 [①④]
  - 教職員のICTを活用するための研修等の充実 [①⑧]
- 9 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成
  - 優秀で意欲のある人材の確保、研修の充実 [⑥⑧]
- 10 持続可能な推進体制の構築
  - 地域と連携・協働した学校づくりの推進 [①⑤]
  - 働き方改革の推進、経営方針の明確化 [⑦⑧]
- 11 その他
  - モデル校等による取組内容の実践・研究
  - 高等専門学校設置に関する知事部局との連携

## 滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

多様な生徒一人ひとりが、「滋賀」という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める

1 「滋賀」に学ぶ	2 「滋賀」で学ぶ																								
<p>滋賀の自然、歴史、文化、人、産業界等を教育資源とした学びの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知識・技能を活用し課題を解決する確かな学力の育成</li> <li>○自立した社会人を育てるキャリア教育の充実</li> <li>○生徒の学ぶ意欲を育むための多様な学習ニーズ等への対応</li> </ul>	<p>魅力と活力ある取組を明確にし、見える化する学校づくり</p> <p>○普通科の特色化(全県一区制度継続)(普通科系専門学科を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>普通科</td> <td>普通科</td> <td>コース</td> </tr> <tr> <td>全日制</td> <td>普通科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29/44校</td> <td>○○科</td> <td>類型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通科系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通科系</td> <td>専門学科</td> <td>系列</td> </tr> <tr> <td>専門学科</td> <td>総合学科</td> <td></td> </tr> </table> <p>○職業系専門学科等の特色化・高度化</p> <table border="1"> <tr> <td>職業系専門学科</td> <td>職業系専門学科</td> <td>類型</td> </tr> <tr> <td>総合学科</td> <td>総合学科</td> <td>系列</td> </tr> </table> <p>○定時制/通信制の役割への対応</p>	普通科	普通科	コース	全日制	普通科		29/44校	○○科	類型		普通科系		普通科系	専門学科	系列	専門学科	総合学科		職業系専門学科	職業系専門学科	類型	総合学科	総合学科	系列
普通科	普通科	コース																							
全日制	普通科																								
29/44校	○○科	類型																							
	普通科系																								
普通科系	専門学科	系列																							
専門学科	総合学科																								
職業系専門学科	職業系専門学科	類型																							
総合学科	総合学科	系列																							

①と②を支える環境整備

- 多様な学びの提供や人とのつながりの創出等、生徒数減少への対応
- 多様な学びを実現するICTを活用した教育の提供
- 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成
- 持続可能な推進体制の構築

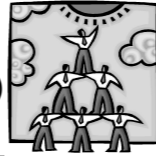
## 将来を見据えた整理

- 1 県立高等学校と私学との関係について
  - ◇滋賀の高校教育について、公私が建設的に議論する定期的な協議の場の検討
- 2 県立高等学校の学校規模について
  - ◇規模の大小にはそれぞれメリット・デメリットがあり、それぞれに特徴がある
  - ◇地域の実情に応じた様々な規模の高校において、生徒の力を伸ばす教育の充実
- 3 将来に向けた議論の必要性について
  - ◇県立高校は地域活性化等の多面的な機能をもつ市町等との関係者との議論を進める
  - ◇県が全県的視野から魅力化の方向性を提示し関係者の意見を丁寧に聞き魅力化を図る
- 4 入学者選抜の在り方について
  - ◇時代の変化とともに、より良い選抜方法の課題整理と改善を図る

## 今後の進め方

1 基本方針に基づき(仮)魅力化プラン作成(たたき台→意見聴取→案作成)	(県教育委員会)	(学校)
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇全県的視野からの魅力化の方向性を提示</li> <li>◇多様な選択肢の提供</li> <li>◇特徴的な学科等の配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇各校の目指す姿の検討</li> <li>◇教職員による主体的な具体化策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇中学校や地域との意見交換や先進事例の研究等</li> </ul>
2 (県教育委員会)個別の実施計画作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)魅力化プラン案に基づき対象校を選定</li> </ul>		
3 (学校)個別の実施計画に基づく具体的検討と経営方針策定・公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針(生徒育成方針、教育課程・実施方針、生徒募集方針等)</li> </ul>		

# 人権教育の具体的推進について (本編第2章p29～38)



## 1 推進体制の充実

### (1) 指導者の養成と研修の充実

- 正しい理解と認識を身につけるための研修の充実を図る
- 人権問題を的確にとらえる技能や態度を身につける
- 新たな指導者を養成し世代交代につなげる

### (2) 機能的な体制づくりと取組の点検・評価

- 推進組織の確立と推進計画の策定
- 取組の点検・評価

### (3) 人権が大切にされる学習環境づくり

- 安心して学習できる環境をつくる

## 2 人権学習の具体的展開

### (1) さまざまな学習機会の提供

- 生涯にわたりさまざまな学習機会を提供する
- 日常の教育活動を充実させる
- 多くの人が参加できる場をつくる

### (3) 学習方法の工夫(参加・協力・体験)

- 主体的な学びを大切に(参加)
- 人とのかかわりを通して学ぶ(協力)
- 体験などを重視した学習を推進する(体験)
- さまざまな学習方法をねらいや学習者の実態に即して活用する

### (2) 人権感覚を高める学習内容・教材の工夫

- 系統性、継続性、発展性のある学習を展開する
- 教材やプログラムを工夫する

### (4) 社会情勢の変化への対応

- インターネットによる人権侵害
- 児童虐待などさまざまな課題

## 3 よい豊かな実践の展開

### (1) 情報の発信と活用

学校・地域等における取組や学習教材を、紙媒体やインターネットを通して発信したり、交流会等において発表したりすることで、取組の成果を広げていく

### (2) 連携やネットワーク化による地域づくり

- 校種間の協力と連携<タテのつながり>
- 連携・協働とネットワーク化<ヨコのつながり>

### (3) ボランティア活動やNPO活動とのかかわり

日頃からボランティア活動やNPO等の情報の収集に努力しながら、適切に連携・協力していく

### 用語解説

**人権感覚**…人権が擁護され、実現されている状態に気づき、それを望ましい・居心地よいと感じ、反対に、人権が侵害されている状態に気づき、許せない・なんとかしたいとするような感覚。

**エンパワーメント**…外的な抑圧に屈することなく、本来あるべき対等な関係を築き、人間として誇りを持って生きること。

**自尊心**…長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在と感ずること。(セルフエスティーム)



滋賀県教育委員会 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-4592

※この冊子は、平成24年度文部科学省人権教育研究推進事業の一環として作成したものです。

名前

## 概要版

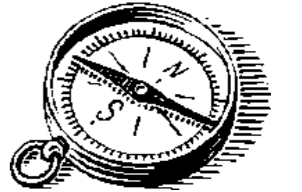


# ～人が輝く人権教育～ 人権教育推進プラン



人権教育指導資料

改訂版



「人権教育推進プラン」は、平成15年3月に教育分野の指導資料として策定しました。その後、「人権教育の指導方法等の在り方について」第一次～第三次とりまとめ(平成16年～平成20年)が文部科学省から公表され、平成23年3月には「滋賀県人権施策推進計画」が策定されました。また、社会状況の変化は著しく、子どもや高齢者への虐待、インターネット上での人権侵害など新たな人権問題が発生しています。こうしたことを受け、人権教育推進の視点での2つのアプローチの関連や人権感覚、取組の点検・評価、若い世代への研修などを重点に、平成24年3月「人権教育推進プラン」の見直しを図りました。

### 人権教育とは

- 人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動  
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第2条」
- 人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～」

## 滋賀の人権教育がめざすもの

- 人権を尊重する人間を育てること  
人間の尊厳を基本として、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成すること
- 本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現を図ること  
自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育むこと
- 人と人との豊かにつながり、共に生きること  
他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観や生き方にふれながら、他者と共に生きることを実感できるようにすること

人権感覚を高め、正しい理解・認識を培い、人権を尊重する実践的態度に高めるための教育内容の創造

滋賀県教育委員会

# 人権教育の基本的方向 (本編第1章p13~28)

## < 普遍的な視点からのアプローチ >

人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学び

### ■ かけがえない人間として自らの生き方を追求する

#### 【実践上の留意点】

- 命の大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ
- 「生きること」や「身近な生活」と人権とのかかわりに気づく
- 人権の意義について考える
- 「人権を守るということ」について考える

## < 個別的な視点からのアプローチ >

個別的な人権問題を通しての学び

### ■ 差別の不合理性についての認識を深める

#### 【実践上の留意点】

- 合理的なものの見方・考え方を身につけ、差別を見抜く感性を養う
- 被差別の立場に寄り添い、共感的に理解する
- 偏見や差別につながる人間の意識や社会のあり方について考える

2つのアプローチを相互に関連させる

### 幼稚園・保育所における取組

#### ○取り組みたいこと

- 基本的な生活習慣を形成する
- 豊かな心を育てる
- 人とかかわる力を育てる

#### ○留意したいこと

- 豊かな親子関係を築く子育て支援の充実に努める
- 家庭や関係機関との日常的な連携に努める

### 学校における取組

#### ○取り組みたいこと

- 互いの個性を認め人権尊重の精神を生活に生かす
- 自己実現を図る取組を充実する
- 自尊感情の育成に努める
- 自己表現力やコミュニケーション能力を育て、集団づくりを進める
- 主体性の育成に努める

#### ○留意したいこと

- あらゆる教育活動を通して取り組む
- 系統的・継続的な学習の展開と点検・評価
- 校種間および家庭や地域等との緊密な連携を図る

人権教育では、一人ひとりの人間を大切にし、人と人とが豊かにつながっていく社会を築いていくために必要なこととして、「エンパワーメント」「自尊感情」「コミュニケーション能力」が重要なキーワードである。

### ■ 自尊感情を高め、豊かな感性や人権感覚を育む

#### 【実践上の留意点】

- 相手を理解するため、自分の意志、感情、行動について知る
- 自分の長所・短所を含め、ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う
- 自然や生命に対する畏敬の念や感動する心などの柔らかな感性を培う
- 家族や仲間、さまざまな人に支えられて自分がいることに気づく

### ■ 人とかかわりを通して、自分を見つめ、高める

#### 【実践上の留意点】

- 「心の居場所」のある集団・環境づくりを進める
- 自分を豊かに表現する力を育てる
- 人と豊かにかかわる力を身につける
- 自分の良さを見つけ、可能性を伸ばす
- 人とかかわりを通して、さまざまな人の思いや願いを受けとめる

### ■ 社会とかかわりを通して、互いを認め合い共に生きる

#### 【実践上の留意点】

- 体験的な活動を通して価値観や世界観を豊かにする
- 人権に関する歴史について学ぶ
- 情報・こと・ものとかかわりから学ぶ
- 社会のしくみや世界を見通す視点をもつ
- 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす

### ■ 人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ

#### 【実践上の留意点】

- 人権獲得の歴史について学ぶ
- 差別と闘う人々の生きざまに学ぶ
- 個別的な人権問題の背景について学ぶ

### ■ 身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

#### 【実践上の留意点】

- 自分の生き方と結びつけて考える
- 日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づく
- 対等で豊かな関係を築きながら学ぶ
- 人権に関する課題の解決に主体的にかかわる

### ■ さまざまな人権問題の学びへと発展させる

#### 【実践上の留意点】

- さまざまな人権問題の共通性や複合的な課題を考える
- さまざまな人権問題の学びへと発展させ、課題解決に向けた実践力を養う
- 複数の情報源から情報を収集・吟味したうえで、結論を導き出す力を養う

### 家庭における取組

#### ○取り組みたいこと

- 一人ひとりが大切にされる家庭づくりに努める
- 愛情と厳しさをもって育てる
- 豊かな感性を養う
- 日常生活を通して身につけさせる

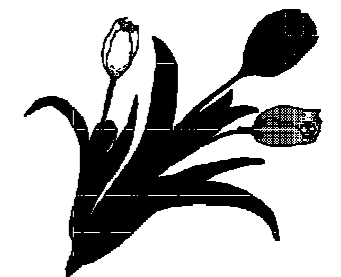
### 地域社会における取組

#### ○取り組みたいこと

- 身近な生活の中にある問題に気づく
- 自分の問題としてとらえ行動につなげる
- 能力や可能性を發揮できる社会をつくる

#### ○留意したいこと

- 地域全体で子どもを育てる
- 子育てを支援する
- 社会教育施設等における取組を充実する
- 社会教育関係団体等の活性化を図る
- 連携・協働と推進体制の充実



# 滋賀県いじめ防止基本方針（概要）（平成29年9月改定）

## 改定の趣旨

### I 改定理由

本県では、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「滋賀県いじめ防止基本方針」（平成26年3月）を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。

今般、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定（平成29年3月）されたこと、さらに「滋賀県いじめ防止基本方針」の策定後3年が経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本県の課題に対応するため改定を行います。

（滋賀県いじめ防止基本方針）

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 （省略）

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### II 滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント

#### 1 国の改定事項への対応

#### 2 県はいじめ防止等の対策の課題を踏まえた対応

- 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある
- インターネットによるいじめへの対応が十分でない
- 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない
- 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つである。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」を目指す。
- いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒自身による主体的な活動が重要である。

#### (1) いじめの未然防止

- 児童生徒の自主的な活動による居心地のよい学級・学校づくりの推進
- 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心の育成

#### (2) いじめの早期発見

- 児童生徒の様子をしっかりと見守り、いじめを積極的に認知
- 児童生徒の状況をきめ細やかに把握
- いじめを訴えやすい体制や環境の整備

#### (3) いじめへの対処

- 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」での対処
  - 「いじめ解消」の2要件を明確化
- ・相当期間いじめ行為が止んでいる  
・本人、保護者に面談等で確認

#### (4) 関係機関や地域、家庭との連携

- 関係機関等との情報共有体制の構築
- P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けるなど、地域、家庭との連携

### 2 組織の設置

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会・・・いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例により設置
- (2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会・・・いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により設置
- (3) 滋賀県いじめ再調査委員会・・・県立学校および私立学校における重大事態に関し、法第30条第2項および第31条第2項の規定に基づく再調査を行うため、知事の附属機関として、条例により設置

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために県が実施する施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- 児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動など児童生徒の主体的な活動の推進
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、いじめや差別を許さない学校づくり、体験活動の推進

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- 県立学校に在籍する児童生徒に対するアンケート調査や教育相談の定期的な実施
- 児童生徒等からの24時間体制での電話相談
- 全ての公立小中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実
- 全ての市町へスクールソーシャルワーカーを配置することによる相談体制の充実

#### (3) 関係機関等との連携等

- 警察官等の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進
- 国や市町の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換
- 地域学校協働本部や学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などの取組を通じて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進

#### (4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

- 教員の組織的対応力や危機管理能力、児童生徒を支援する力量の向上
- 公立小中学校での少人数学級編制や大規模校での養護教諭の複数配置、公立小中高等学校での生徒指導に専任的に取り組む教員の配置
- 学校だけでは解決が困難な事案について、外部専門家を派遣する取組の推進
- 教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる学校指導体制の整備

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進し、児童生徒や保護者に対するインターネット上のいじめの現状や危険性について啓発
- インターネット上のいじめが犯罪になり得る行為であることを理解させる取組を推進

#### (6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況等についての調査分析と結果の普及

#### (7) 啓発活動

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発活動、相談制度等についての広報
- 各家庭において子どもの規範意識を育むことができるよう、保護者を対象とした学習会の開催や家庭教育支援活動の支援

#### (8) 県教育委員会によるいじめに対する措置

- 法第24条の規定に基づく調査を行う場合、必要に応じて、滋賀県立学校いじめ問題調査委員会を活用

#### (9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 県教育委員会と私立学校主管部局による平素からの情報交換と、市町教育委員会や学校法人との情報共有

#### (10) 学校評価

- 県立学校での学校評価において、いじめの対策を取り扱うに当たっては、未然防止や早期発見、組織的な対応等を適正に評価

#### (11) いじめで悩む子どもへの組織的支援

- 子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携し、子どもを取り巻く関係を調整して、いじめの問題を解決する取組の推進

### 2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

- (1) いじめの防止等の取組に対する支援
- (2) 人権教育に対する支援
- (3) いじめの防止等に関する情報提供等
- (4) 私立学校主管部局の体制整備

### 3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 4 重大事態への対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に沿った適切な対応
- (1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査  
重大事態の報告、調査の主体、調査を行うための組織、いじめを受けた児童生徒およびその保護者への情報提供等
  - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査  
滋賀県いじめ再調査委員会による再調査および再調査結果の提供
  - (3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援  
市町教育委員会および学校に対する支援

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
- 2 基本方針の見直し
- 3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表
- 4 財政上の措置等



# 第4次滋賀県子ども読書活動推進計画の概要

## 第1章 第4次計画の策定にあたって

### 子どもの読書活動推進の意義

- ・読書活動は、言語能力を養い、情緒を育み、知識を獲得し、自己を形成する営み
- ・子どもの読書は、自ら考えて生きる力を身につけた社会の一員となるための大切な活動
- ・子どもを社会の一員として育むため、楽しみながら自主的に行う読書活動のための環境整備が必要
- ・文章や他者とのやりとり等を通じて情報を正しく理解・整理・伝達する「読み解く力」の基盤にもなるもの

### 計画の性格と役割・計画期間

- (1) 性格と役割
  - ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく
  - ・同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となる
- (2) 計画期間
  - ・平成31年度(2019年度)から概ね5か年

## 第2章 第3次計画期間中の成果と課題

### 主な成果

- ・1か月に1冊以上本を読む児童生徒の割合(読書率)は引き続き全国平均を上回る  
(平成29年度、滋賀県:小97.1%・中87.7%・高59.8%、  
全国:小94.4%・中85.0%・高49.6%)
- ・学校と公立図書館との連携の強化  
(平成24年度、小79.8%・中35.0%・高72.9%  
→平成28年度、小86%・中54.5%・高84.4%)
- ・学校図書館の環境が一定改善  
(学校図書館図書標準達成率 平成24年度、小42.1%・中33.0%  
→平成28年度、小52.7%・中33.3%  
学校司書配置率 平成24年度、小28.9%・中24.0%  
→平成28年度、小49.8%・中34.3%)

### 主な課題

- ・全国的傾向と同様、小→中→高と学校段階が進むにつれた読書率の低下
- ・自主的な読書習慣の定着が不十分  
(学校の授業以外での、普段(月曜日から金曜日)1日当たりの読書時間が10分以上の児童生徒の割合 平成30年度、滋賀県:小64.1%・中46.8%、全国:小66.2%・中53.5%)
- ・全国平均と比べ、未だ不十分な学校図書館の環境整備

### 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- ・新学習指導要領の公示(「主体的・対話的で深い学び」等)
- ・学校図書館に関わる国の施策等(学校図書館ガイドライン・地方財政措置)
- ・国の第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定
- ・「第3期滋賀県教育振興基本計画」の策定(「読み解く力」の育成等)
- ・「これからの滋賀県立図書館のあり方」の策定
- ・情報化社会の進展(スマートフォンや電子書籍の普及等)

## 第3章 第4次計画の基本的な考え方

### 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

第4次計画で重点的に取り組むべき事項

### 基本的方針

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備充実
- (2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- ・就学前からの読書習慣の形成
- ・読書に対する興味・関心を広げる取組の普及
- ・学校図書館の環境のさらなる改善・機能強化

## 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

※太字下線部は重点事項を踏まえ新たに記載した内容

### 子どもの発達段階に応じた読書活動

各発達段階に応じた子どもの読書活動を推進する環境づくりを進めていくことが必要

### 家庭における取組

- (1) 啓発冊子等による啓発および情報提供
- (2) 保護者に対する読書活動への理解の促進  
(乳幼児の定期検診等を活用した啓発活動の充実)
- (3) 公立図書館の利用促進
- (4) 読み聞かせ会等の実施
- (5) 子育て支援の取組との連携(民間企業や保健・福祉部局と連携した情報発信)

連携

### 学校等における取組

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
  - ・絵本等に親しむ機会の提供
  - ・資料・設備の整備・充実
  - ・教員・保育士等の理解や技能の向上
  - ・公立図書館やボランティア等との連携
- (2) 小中学校における子どもの読書活動の推進
  - ・児童生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実  
(読書への関心を高める取組)
  - ・学校図書館の整備・充実  
(学校図書館リニューアルの普及、教職員の協力体制づくり)
  - ・家庭・地域との連携による読書活動の推進
- (3) 高等学校における子どもの読書活動の推進
  - ・読書指導の充実  
(読書への関心を高める取組、授業での言語活動)
  - ・学校図書館の整備・充実(教職員の協力体制づくり)
  - ・公立図書館やボランティア等との連携
- (4) 特別支援学校における子どもの読書活動の推進
  - ・児童生徒の読書活動の充実
  - ・学校図書館の整備・充実(教職員の協力体制づくり)
  - ・教職員の専門性の向上
  - ・公立図書館との連携

連携

働きかけ・  
情報提供

### 地域における取組

- (1) 公立図書館における子ども読書活動の推進
  - ・子どもと本の出会いの場の提供
  - ・児童図書に関するレファレンスや読書相談の充実
  - ・蔵書の整備・充実、司書の配置と専門性の向上
  - ・公立図書館間の協力等の推進、全域サービスの推進
  - ・学校等の読書活動への支援  
(市町と県の連携による図書の貸出や司書の助言)
- (2) 児童館や公民館等における子どもの読書活動の推進
  - ・子どもが読書に親しむ機会の提供、読書環境の整備・充実
- (3) 文庫活動や読み聞かせボランティアなどによる子どもの読書活動の推進
  - ・学校、図書館との連携等ボランティア活動の場の提供
  - ・国や民間の助成の活用
- (4) 関連機関・団体等との連携による子どもの読書活動の推進
  - ・子どもが集まる場所に本がある環境づくり
  - ・関連機関とのネットワークの強化

### 啓発広報等の推進

・子ども読書活動支援センター等による啓発  
・広報等の推進  
・優れた取組の奨励

### 推進体制の整備

・しが子ども読書活動推進協議会の開催等  
・しが子ども読書活動支援センターの活動  
・市町との連携

## 第5章 指標の設定

- ①乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合
- ②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合
- ③1か月に1冊以上本を読んだ高校生の割合
- ④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合
- ⑤学校司書を配置している学校数の割合
- ⑥12歳以下の県民1人当たりの公立図書館の児童図書貸出冊数

# 「滋賀県読書バリアフリー計画」概要版



## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画策定の趣旨

・本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進する計画

### 2. 計画の位置づけ

- ・「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
- ・「第3期滋賀県教育振興基本計画（滋賀の教育大綱）」、「これからの滋賀県立図書館のあり方（平成30年3月策定）」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標に資する計画

### 3. 計画の対象等

本計画において「視覚障害者等」は、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者とする。なお、障害手帳の有無は問わない。また、「書籍」とは雑誌、新聞その他刊行物を含む。

### 4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

### 5. 計画の推進体制と進行管理

- ・市町関係部局、図書館等と連携、福祉・障害者団体、関係者との連携・協力
- ・定期的な点検および評価

### 6. 「SDGs」との関係

## 第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

### 1. 国における取組

- ・平成30年「マラケシュ条約」の締結の承認、「著作権法」の改正
- ・令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）成立
- ・令和2年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定

### 2. 滋賀県における取組

県立視覚障害者センター  
視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とし、点字図書や録音図書の貸出し・製作、IT機器の利用支援等を実施

### 県立図書館

活字を読むことが困難あるいは図書館利用に障害がある者への読書支援として、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料や拡大読書器・再生機器などの機器類の整備のほか、郵送サービスや対面朗読等を実施

県内市町立図書館への様々な形態の資料や機器類の貸出支援

### 3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい(アクセシブルな)書籍やサービス

- ・アクセシブルな書籍
- ・アクセシブルな電子書籍等
- ・インターネットを利用したサービス(サピエ図書館など)
- ・代読、対面朗読

アクセシブルな書籍：点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布の絵本、LLブックなど、視覚障害者等が利用しやすい書籍  
アクセシブルな電子書籍等：音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータなど、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等  
サピエ図書館：視覚障害者等が録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って利用できる、インターネット上の電子図書館

### 4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

- (1) 音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少なく、専門書や実用書が少ない。
- (2) 出版された書籍等からアクセシブルな書籍等を製作するには時間がかかり、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- (3) 図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要。
- (4) 障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要。
- (5) 点訳・音訳などのボランティア人材が不足している。
- (6) 視覚障害者等に読書や図書館を身近に感じてもらう必要がある。
- (7) 視覚障害者等の読書に関する様々なサービスについて当事者・支援者に一層の周知が必要。
- (8) 読書支援機器は高額な製品も多く、個人での購入は負担がある。
- (9) デジター図書等やサピエ図書館を利用するのにICT機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要。
- (10) サービス提供側が個々の障害の特性を理解し、ニーズを把握する必要がある。

## 第3章 目指す姿と基本方針

※第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味する

### 目指す姿

障害の有無にかかわらず  
読書を通じて豊かな人生を  
送れる滋賀

### 基本方針

～読書を通じたネットワークでつながりあう～

基本方針Ⅰ【そろえる】 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

基本方針Ⅱ【とどける】 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

基本方針Ⅲ【ささえる】 自分にあつた読書ができるよう書籍等の活用を支援します

## 第4章 施策の展開

読書を通じたネットワークでつながりあう

基本方針	重点施策	取組
基本方針Ⅰ 【そろえる】 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます	1 書籍等の収集・製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館における利用者の実情に合わせた書籍等の収集</li> <li>・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける書籍等の情報収集、利用者や公共図書館への情報提供</li> <li>・これまで培ったノウハウを生かした障害の種類および程度に応じた書籍等の製作</li> <li>・書籍のテキストデータの提供について国への要望および県内出版社へ働きかけ</li> </ul>
	2 書籍等の製作の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体による製作が行われるよう、これまで培った書籍等の製作ノウハウを公共図書館、関係する施設・団体と共有</li> </ul>
	3 書籍等の製作人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書籍等を製作する施設・団体等と連携した点訳・音訳等の書籍等の製作人材の養成</li> <li>・点訳・音訳等のボランティアの継続的な活動と広がりのための製作の支援および活動紹介</li> </ul>
基本方針Ⅱ 【とどける】 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します	4 書籍等を提供するための連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける公共図書館への情報提供や書籍等の貸出</li> <li>・視覚障害者等およびその支援者へのサピエ図書館および国立国会図書館のサービスの利用に関する周知と利用促進</li> <li>・視覚障害者等、支援者、関係機関での定期的な意見交換と新たなネットワークの形成</li> </ul>
	5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館等の各館の利用者の状況等に応じたわかりやすい書籍等の配置や館内表示など視覚障害者等が利用しやすい環境整備</li> <li>・県立学校図書館における視覚障害者等の児童生徒の読書活動推進のための学校図書館整備</li> <li>・視覚障害者等の児童生徒の図書館等の円滑利用のため、図書館の利用について学ぶ機会を設けるよう努め、具体的な利用方法を周知</li> </ul>
基本方針Ⅲ 【ささえる】 自分にあつた読書ができるよう書籍等の活用を支援します	6 書籍等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立視覚障害者センター、県立図書館、IT支援センター等における読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援および情報提供</li> <li>・県立視覚障害者センターおよび県立図書館における書籍等の利用に必要な読書支援機器の設置や貸出</li> <li>・県立視覚障害者センターにおける読書支援機器の購入についての相談や情報提供</li> <li>・書籍等や図書館の利用が促進されるよう、各種障害福祉サービスの情報提供</li> </ul>
	7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司書や司書教諭、学校司書、読書ボランティア等を対象とした様々な障害の特性への理解を深め、その特性に応じた対応等について学ぶ研修の実施</li> <li>・教員や学校司書等を対象とした読書支援機器等の利用方法等について学ぶ研修の実施</li> </ul>
	8 県民への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等およびその支援者への様々な形態の書籍や読書手段、公共図書館および県立視覚障害者センターで提供しているサービスについての周知</li> <li>・誰もが読書を楽しめる「読書バリアフリー」を県民に広く周知</li> </ul>

# これからの滋賀県立図書館のあり方（概要）

## I 策定にあたって

### 1 図書館の役割

全ての県民の「知りたい」「学びたい」に応える図書館  
自ら学び、考え、行動する県民の活動を支える「知の拠点」としての図書館

読書や調査研究はもちろん、生活のあらゆる場面で活用できる場として、資料や情報、各種のサービスを提供する「知の拠点」であり、積極的に社会に関わり、課題解決のために自ら学び、考え、行動する県民の活動を支援する。

### 2 県立図書館のこれまでのあゆみ

昭和55年に現在地に移転・開館して以来、利用者への資料の着実な提供と市町立図書館の設立および運営の支援を業務の中心に据えて取り組んできた。その結果、市町立図書館の設置率は、平成22年に100%となり、貸出し冊数も増加した。

### 3 県立図書館を取り巻く現状と課題

各種アンケートの実施結果によると、県民の多くは身近な市町立図書館を利用している。また県立図書館の利用者の7割が大津市在住であるなど、県立図書館の直接利用に地理的な偏りがみられる。

さらに、現在でも利用できる県立図書館の資料を市町立図書館を通じて貸出し・返却ができる「協力貸出し」をはじめとした県立図書館のサービスや取組が知られておらず、利用されていない現状がある。県立図書館の資源の全県的な活用とサービスの周知が課題となっている。

### 4 策定経過

H20「これからの滋賀の図書館のあり方(指針)」、H13「子どもの読書活動の推進に関する法律」、H24「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等および社会情勢の変化を踏まえ、今後10年間の県立図書館のあり方を明確にするために策定する。

## II 県立図書館が目指す姿

県民は、どこに住んでいても、誰でも、図書館を通じて必要な資料・情報を受け取ることができます

- ・市町立図書館の様々な課題に対応した補完的なサポートを実施する。
- ・市町立図書館を通じて必要な資料・情報を円滑に利用できるよう、全ての県民への図書館サービスを提供する。
- ・読書や調査研究だけでなく、課題解決や生活のあらゆる場面で活用できる「知の拠点」であることや、提供する資料やサービスを広く周知する。
- ・障害者や高齢者など、だれでも容易に利用できる環境を整備する。
- ・子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもの読書活動を支援する。

県民は、県立図書館から、専門的な資料・情報・レファレンスサービスを受け取ることができます

- ・滋賀県に関する資料、水資料、児童書等、専門的な情報を求める県民の要求に応えられる資料の充実を図る。
- ・県民の様々な疑問や課題を解決するレファレンスサービスを提供し、「知の拠点」として県民の活動を支える。

## III 目指す図書館像実現のために重点的に取り組むこと

### 1 全ての県民へ向けたサービスの実施

(地理的な障壁の軽減)

- 市町立図書館支援を通じた県民への資料提供
- 市町立図書館支援を通じた県民へのレファレンスサービス

(来館の負担を軽減)

- 障害のある人、高齢者、外国人など誰もが使いやすいサービスの充実
- インターネット等を活用した情報提供サービスの拡大

(「知的創造」の場の提供)

- 文化ゾーンの立地を生かし、読書とともに自然や芸術にも親しめる豊かな時間を過ごせる場を他の機関と連携して提供

### 2 県内各図書館の人・資料・情報をつなぐネットワークの整備・充実

(全県的なサービスの向上)

- 市町立図書館の運営に関する助言・情報提供等の充実
- 司書の資質向上のための体系的な研修、交流
- 新しい課題に対する市町立図書館との共同研究の実施
- 市町立図書館に対する協力貸出しの迅速化
- 電子書籍・データベース等の共同利用の仕組みづくり

(県民の利便性を向上)

- 大学図書館との連携・協働
- 全国的な図書館ネットワークへの参加

### 3 地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信

(地域の課題解決支援)

- 環境問題や地域振興、子どもの貧困などの社会情勢の変化に対応した地域課題解決に役立つ資料収集・提供
- 県内・他府県の先進事例の調査および普及

(県の関係機関との連携)

- 県の各部局と連携した県政情報の発信
- 県の政策形成のための資料・情報やレファレンスサービスの提供

### 4 子どもの読書活動の推進

(子どもの読書活動の推進)

- 本との出会い、本に触れる喜び、読書の大切さを知る本との出会いの場の提供
- 児童書の全点購入等、子どもの読書環境の整備
- 子どもの読書活動を推進するため、保護者、教員、ボランティア等への研修・啓発の実施

(学校図書館の支援)

- 市町立図書館と連携した学校図書館の活用支援

### 5 図書館サービスについての情報発信・周知

(図書館外でのアプローチ)

- 図書館外での図書館資料・情報等を活用したイベントやセミナーへの出前資料展示・相談等の活動
- 県内全域を対象とした読書や図書館に関わるイベント等の実施

(情報の発信)

- 遠方の県民でも利用できる非来館サービス等、県立図書館の機能・資料・サービスに関する情報の発信・周知

## IV 図書館サービスを支えるための基盤整備

### 連携による県民サービスの向上

- ★市町立図書館との連携
- ★大学図書館、学校図書館との連携
- ★県外の図書館との連携
- ★文化ゾーンの各機関との連携
- ★行政機関との連携

### 1 全県的な提供を考慮した図書資料等、蔵書の整備

- ・滋賀資料・水資料および児童書の網羅的収集など、滋賀県立図書館ならではの蔵書構築

### 2 ITを活用した資料の作成・保存・発信

- ・地域の貴重資料のデジタル化、デジタルアーカイブの充実
- ・多様化する資料携形態(電子書籍等)に対応した資料整備
- ・新聞記事等のデータベースの充実

### 3 将来の県民の利用に向けた資料の保存

- ・県内の資料保存センターとしての役割を果たすため、保存方法等の検討
- ・保存資料の利用方法の検討

### 4 司書の専門性向上

- ・多様化する資料要求等に対応できる専門性の向上

### 5 実施計画の策定

おうみ  
**淡海子ども・若者プラン**

～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～

(概要版)



**滋賀県**

# 淡海子ども・若者プランの策定

## (1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、地域におけるつながりの希薄化、子育ての負担感や不安感の増大など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成施策を総合的に推進するために策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

- 滋賀県における子ども・若者支援施策に関する総合的な計画
- 滋賀県基本構想を初めとして、滋賀県が策定する他の構想、計画、指針等と整合した計画
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(子ども・子育て支援法)、「都道府県子ども・若者計画」(子ども・若者育成支援推進法)、「自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法)、「都道府県行動計画」(次世代育成支援対策推進法)、「都道府県子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策の推進に関する法律)を含む計画

## (3) 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間

## 3つの基本理念

子ども・若者は人権を尊重され、自己肯定感を育みながら夢を持って健やかに育ち、保護者は子どもを育てる喜びを実感し、ともに育ち、そして子ども・若者の成長とともに地域が元気になり、「子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀」を目指します。

### 子ども・若者が夢を持って健やかに育つ

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらす貴重な存在であり、現在そして将来の滋賀に新たな活力を生み出す頼もしい存在です。子ども・若者が、人権を尊重され、自信と誇りを持って健やかに成長していきます。

### 保護者が子どもを育てる喜びを実感し、ともに育つ

子どもを育てる保護者を社会全体で支えることにより、保護者が喜びを実感しながら子どもを安心して育てることができ、また、子育てと向き合う中で保護者も成長していきます。

### 地域ぐるみで子育てを応援し、地域が元気になる

子どもの健やかな育ちと自立は、社会に新たな明るさと活力をもたらします。子どもの健やかな育ちと自立を社会全体で応援し、子どもが笑顔になることで、地域も元気になり、魅力ある地域として成長していきます。

# 計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

## 1. それぞれの役割

### 県

子育てや子どもの健やかな育ちを支援するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。

健やかに成長し、自立していくことに困難を伴ったり、特別な支援を必要とする子ども・若者やその保護者に対して、個々の実情に応じたきめ細かい支援を行います。市町に対しては、市町が子育て支援施策を円滑に実施できるよう支援します。

### 市町

市町は住民に最も身近な基礎的自治体として、関係機関・団体等との連携のもと、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、住民ニーズに対応したきめ細かな施策を展開していくことが求められます。

### 家庭

家庭生活を通じて、コミュニケーションを深め、子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていけることが求められます。

### 認定こども園・保育所、幼稚園

子どもが健やかに成長できるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことが必要です。

さらに、小学校教育への円滑な接続に向けた教育および保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図るとともに、安全確保や見守り、虐待の未然防止・早期発見など地域と連携して子どもの育ちに関わる必要があります。

### 学校

子どもが学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

### 企業

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施、育児休業制度の定着、働き方の見直しなど、子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる様々な子育て支援活動や教育活動に対して積極的に参画することが期待されます。

### 県民・地域

子ども・若者の利益が最大限尊重されるよう県民一人ひとりが配慮し、子育てや子ども・若者の育ちや自立に関わりながら、ともに育ち、支えていくことが求められます。

地域においては、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わるとともに、多様な活動の場の提供や居場所づくり、安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。また、児童虐待防止のため、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、関係機関に通告する義務を果たすことが求められます。

## 2. 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて見直します。

## 施策を進める5つの視点

- 1 子どもを社会の主役に
- 2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう
- 3 支援を、必要とするすべての人に
- 4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援
- 5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」の取組



## 持続可能な開発目標（SDGs）の視点



今後5年間に於いて、基本理念を達成し、目指す滋賀を実現するために、5つの視点とSDGsの視点で7つの基本施策を進めていきます。

## 7つの基本施策

### 1 社会全体で子育て・子育てを応援

【重点的取組】 外国人幼児児童生徒等に対する支援

- (1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり
  - ・子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成
  - ・子どもの人権尊重にかかる研修の実施
- (2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
  - ・企業や地域による支援の促進
  - ・家庭の教育力の向上
- (3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援
  - ・障害や病気を抱えた子ども・若者に対する支援
  - ・外国人幼児児童生徒等に対する支援



## 2 安心・安全な子育て環境

【重点的取組】 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

- (1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり
  - ・子を生き育てる機運の醸成
  - ・安心・安全な妊娠・出産の確保
  - ・子どもの健康・医療の充実
- (2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実
  - ・子育て家庭の教育力の向上
  - ・子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実
  - ・障害のある子どもとその家族への支援
- (3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実
  - ・就学前の教育・保育の提供
  - ・認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実
  - ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上
  - ・認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上
  - ・障害のある乳幼児への支援
- (4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり
  - ・地域における安全の確保
- (5) 仕事と家庭の両立支援
  - ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組
  - ・企業における子育て支援の取組の推進



## 3 子ども・若者の健やかな育ち

【重点的取組】 子ども食堂等の居場所づくりの推進

- (1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進
  - ・子ども食堂等の居場所づくりの推進
  - ・地域・企業がともに関わり支える地域づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実
  - ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む
  - ・「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
- (3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進
  - ・キャリア教育の推進
  - ・若者の就職支援の充実





## 4 青少年の健全な成長

【重点的取組】 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実

### (1) 青少年の健全育成の推進

- ・青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実
- ・青少年を健全に育成するための環境整備

### (2) いじめの加害者や非行少年等への対応

- ・学校等との連携
- ・家庭裁判所との連携
- ・非行少年等の立ち直り支援の充実
- ・社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援



## 5 社会的養護の推進

【重点的取組】 未然防止に有効な子育て支援の充実

保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援

### (1) 児童虐待の未然防止

- ・児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- ・子ども自らの人権意識の向上
- ・未然防止に有効な子育て支援等の充実

### (2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- ・保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援
- ・配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防
- ・特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

### (3) 子どもの保護・ケア

- ・虐待事案への迅速かつ適切な対応
- ・一時保護機能の充実
- ・児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備
- ・子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

### (4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

- ・親子関係の修復・家庭復帰
- ・子どもの自立支援

### (5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- ・子ども家庭相談センターの機能強化
- ・市町との連携
- ・関係機関の役割と連携



## 6 子どもの貧困対策

【重点的取組】 学校と福祉等関係機関等との連携強化

- (1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援
  - ・学校と福祉等関係機関等との連携強化
  - ・貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上
  - ・就学・修学支援の充実
  - ・生活困窮世帯等への学習支援
- (2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援
  - ・保護者の生活支援
  - ・子どもの生活支援
  - ・関係機関との連携等
  - ・その他の生活支援
- (3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援
  - ・保護者に対する就労の支援
  - ・子どもの就労支援
- (4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援
  - ・ひとり親家庭に対する支援
  - ・生活保護世帯に対する支援



## 7 ひとり親家庭への支援

【重点的取組】 支援が届きにくい家庭への対応強化

- (1) 自立のための就労支援
  - ・ニーズに対応した就業相談の充実
  - ・自立を目指した能力開発の支援
  - ・ひとり親が働きやすい職場環境づくり
- (2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援
  - ・仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実
  - ・子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援
  - ・面会交流の普及・啓発
- (3) 生活の安定と自立のための経済的支援
  - ・生活基盤となる住宅の確保のための支援
  - ・生活の安定を図るための経済的支援
  - ・養育費確保のための支援
- (4) きめ細かな相談体制と情報提供
  - ・支援が届きにくい家庭への対応強化
  - ・ひとり親家庭への情報提供の充実
  - ・ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発



# 主な数値目標

令和6年度（2024年度）末において達成を目指す施策の成果を示す指標と目標値は次のとおりです。

	現状	目標
	平成30年度実績	令和6年度
家庭教育支援チームを組織する市町数	6市町	12市町
認定こども園等利用定員数		
3歳以上の認定こども園（教育標準時間認定）、幼稚園利用定員数	24,444人 （利用児童数16,851人）	20,149人
3歳以上の認定こども園（保育認定）、保育所利用定員数	20,631人 （利用児童数20,848人）	24,591人
3歳未満の認定こども園（保育認定）、保育所、小規模保育等利用定員数	13,487人 （利用児童数12,260人）	16,760人
認定こども園等従事者数 （幼稚園教諭・保育士等）	9,744人	11,933人
遊べる・学べる淡海子ども食堂開設数	115か所	300か所
しが若者ミーティング参加者数	—	300人
携帯電話等フィルタリング設定率	52.9%	65.0%
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	全市町
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	全市町
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	99.2%
養育費を受け取っている母子家庭の割合	33.3%	50.0%
母子家庭の暮らし向きに対する意識： （たいへん）苦しいの割合	65.2%	国民生活基礎調査における児童のいる世帯の生活意識の状況 「大変苦しい」「やや苦しい」の計（R5年） 参考：H30年 62.1%



発行者：滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

計画策定：令和2年（2020年）3月

発行：令和2年（2020年）6月

TEL：077-528-3550 FAX：077-528-4854 E-mail：em00@pref.shiga.lg.jp

淡海子ども・若者プランの全文は、滋賀県ホームページに掲載しています。

# 滋賀県文化振興基本方針(第3次)の概要 ~文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る~

## 第1章 基本方針の基本的な考え方

- <位置づけ> ・ 滋賀県文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針  
 ・ 文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画
- <計画期間> 令和3年度～令和7年度（5年間）

<対象分野> 「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化など）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める

## 第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

### 1 滋賀県の文化政策の主な変遷

### 2 社会情勢の変化等

#### (1) 社会情勢の変化

- 人口減少・高齢化の進行
- 新型コロナウイルス感染症の影響
  - ・ 県民の文化芸術活動や交流の停滞、芸術家等の活動の場や収入の喪失、次世代育成への影響
  - ・ デジタル技術を活用した文化芸術活動の展開
- 文化芸術に親しむ県民の減少
  - ・ 創作活動、鑑賞とも減少傾向
  - ・ 世代やライフスタイルによって文化芸術に親しむ方法が異なる（若者は電子機器による鑑賞機会が多いなど）

#### (2) 国の動向

- 文化芸術振興基本法の改正（名称を文化芸術基本法に改正）（平成29年6月）
  - ・ 年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
  - ・ 文化芸術と関連分野の連携（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）
- 文化芸術推進基本計画の策定（平成30年3月）
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年6月）

#### (3) 県の動向

- 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定（平成31年3月）
  - ・ 誰もが居場所や生きがいを持ち、文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している姿の実現
- 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定（令和2年3月）
  - ・ 障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現
- 滋賀県文化財保存活用大綱の策定（令和2年3月）、文化行政の一元化（令和2年4月）
- 滋賀の美の魅力の発信

## 3 基本方針(第2次)の取組状況と課題

取組状況

- ・ 日本遺産を活用した観光キャンペーンやアール・ブリュット作品の海外発信、文化情報誌「COOL SHIGA」の発行など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開、発信。
- ・ 「ホールの子」事業や文化芸術連携授業を定着させるなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実。また、若手芸術家等の発表機会の創出、文化ボランティアやヘリテージマネージャー等の育成を推進。
- ・ 滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動の推進や文化団体等との連携による芸術文化祭の開催など、県民の自立的な文化活動を促進。また、障害者文化芸術活動推進計画を策定するなど、誰もが文化活動に取り組める環境を整備。

### 基本方針(第2次)の主な課題等

- ・ 子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保することが必要。また、誰もが文化芸術を鑑賞、創造することができる環境の整備が必要。
- ・ 文化芸術を鑑賞した県民の割合は低下しており、気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくりが必要。
- ・ 県民等の自立的な活動を促進するためには、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが必要。
- ・ 文化芸術を県民や社会とつなぐため、中間支援的な調整能力を持つ人材等の育成や確保が必要。
- ・ 文化財の保存、継承が困難になっているため、多様な主体によって支え合う仕組みづくりが必要。
- ・ 文化創作活動を行った県民の割合は低下しており、文化創作活動の魅力伝える人材の育成が必要。
- ・ 芸術家の支援二ーズの把握が十分でないため、芸術家の活動実態のさらなる把握が必要。
- ・ 文化財を支える裾野を広げるため、文化財の価値を損なわない範囲での活用の推進が必要。
- ・ 滋賀の美の魅力を効果的に発信することが必要。
- ・ 文化芸術の多様な価値を積極的に他分野に活かすことが必要。

### 基本方針(第3次)の策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

#### 1 場をつくる

- ・ 誰もが文化芸術を享受できる機会をつくる
- ・ 様々な活動の場をつくる
- ・ 多様な主体や世代がつながる場をつくる

#### 2 人を育む

- ・ 芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人を育む
- ・ 文化施設や地域の文化的資産を支える人を育む
- ・ 文化芸術を生み出す人、継承する人を育む

#### 3 地域や社会に活かす

- ・ 文化的資産の保存と幅広い活用を進める
- ・ 文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化等に活かす

つながる

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりを生み出す

### 第3章 基本目標と施策の方向性

文化芸術の多様な価値を社会に活かし、SDGsの達成に貢献



基本目標

## 「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」

施策の方向性

- 1 県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる
- 2 文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む
- 3 文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る

1 場をつくる

2 人を育む

3 地域や社会に活かす

### 第4章 施策の柱および重点施策

施策の柱 / 評価指標	重点施策と主な取組
<p><b>1 場をつくる</b></p> <p>① 1年間に文化芸術を鑑賞したことがある県民の割合</p> <p>② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合</p> <p>③ 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数</p> <p>④ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数</p>	<p><b>1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術に親しめる機会の充実（優れた舞台芸術や魅力ある展覧会の開催、SNSや動画等のデジタル技術の活用など）</li> <li>・子ども・若者の誰もが文化芸術に触れられる機会の確保（「ホールの子」事業、美ココロ・パートナーシップ事業など）</li> </ul> <p><b>2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民等が行う文化芸術活動への支援（相談対応、情報提供など）</li> <li>・多様な主体や世代の交流促進につながる場づくり（芸術文化祭、次世代育成ユースシアター事業など）</li> </ul>
<p><b>2 人を育む</b></p> <p>⑤ 1年間に文化芸術の創作活動に携わったことがある県民の割合</p> <p>⑥ 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合</p> <p>⑦ 県立文化施設の文化ボランティア数</p>	<p><b>3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術を県民や社会とつなぐ人材の育成・確保（アートマネージャーやヘリテージマネージャー等養成の取組など）</li> <li>・文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保</li> </ul> <p><b>4 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・びわ湖ホール音楽アンサンブルの運営、陶芸の森「アーティスト・イン・レジデンス」の実施など</li> <li>・伝統的な技術・技能の継承者の育成（「選定保存技術」の選定、技術者の養成や就業支援など）</li> <li>・伝統文化等の継承に向けた担い手や支援者の拡大（観光、教育等との連携による魅力の活用・発信など）</li> </ul>
<p><b>3 地域や社会に活かす</b></p> <p>⑧ 県内の指定文化財等の数</p> <p>⑨ 文化財を活用した県実施事業参加者数</p> <p>⑩ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合</p> <p>⑪ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合</p>	<p><b>5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保存活用大綱」に基づく文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信</li> <li>・文化財の魅力の発信（彦根城の世界遺産登録に向けた取組、「幻の安土城」復元プロジェクトなど）</li> <li>・湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観の保全</li> </ul> <p><b>6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術による国際交流の促進（アール・ブリュット作品等を通じた交流など）</li> <li>・文化芸術と観光・産業分野の連携（びわ湖クラシック音楽祭など）</li> <li>・文化芸術と福祉・教育分野の連携（病院等でのアウトリーチ事業など）</li> </ul>

施策横断プロジェクト

滋賀の美の魅力発信

交流や発信の場づくり

ネットワークを活かした多面的な発信

美術館改革

琵琶湖文化館のリストアード

施策展開の視点

「つながる」

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

### 第5章 推進体制

#### 1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進

「つながる」を視点とした取組を進め、多様な主体との連携・協働を推進

##### (1) 文化団体

- ・芸術文化祭等の取組を通じた連携・協働

##### (2) 民間団体

- ・文化・経済フォーラム滋賀、障害者の文化芸術活動の推進等における連携

##### (3) 文化施設・教育機関

- ・文化施設の一層の事業展開や活用の推進等に向けた連携・協働

##### (4) 市町

- ・文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組等への支援・連携、情報交換や研修の場の提供

##### (5) 国、他の地方公共団体等

#### 2 県

#### 3 滋賀県文化審議会

#### 4 財源の確保